令和７年度　第１回　八戸圏域地域公共交通活性化協議会

日時：令和７年６月25日（水）13時30分～

場所：長根屋内スケート場　大会議室

次　第

１．開会

２．議事

（１）令和６年度事業報告及び決算報告について　資料１

（２）令和８年度地域公共交通計画（地域内フィーダー系統）の申請について　資料２

（３）その他

３．閉会

【配付資料】

○次第

○出席者名簿

○席図

○資料１：令和６年度事業報告及び決算報告について

○資料２：令和８年度地域公共交通計画（地域内フィーダー系統）の申請について

○八戸圏域地域公共交通活性化協議会設置要綱

令和7年度 第1回 八戸圏域地域公共交通活性化協議会 出席者名簿

（敬称略）

No.	区分	所属	職名	氏名		備考
1	学識経験者	福島大学	教授	吉田 樹	出	会長
2		八戸学院大学	特任准教授	井上 丹	出	アドバイザー
3	地方公共団体	八戸市	総合政策部次長	安原 清友	出	
4			建設部次長兼道路維持課長	岩谷 寿	出	
5		三戸町	参事 総務課長	太田 明雄	出	随行:主査 渡辺 良太
6			建設課長	齋藤 優	出	代理:建設課長補佐 沼澤 正悦
7		五戸町	総合政策課長	手倉森 崇	出	代理:総括主査 中村 知広
8			建設整備課参事	小保内 一典	欠	
9		田子町	住民課長	工藤 義広	出	随行:住民環境GL 稲村 カホル
10			建設課長	中山 明恒	出	
11		南部町	企画財政課長	菅谷 信也	出	随行:主幹 瀧田 慎
12			建設課長	石橋 一史	出	
13		階上町	総合政策課長	平戸 真澄	出	随行:主査 田村 有弥
14			建設課長	小笠原 博文	出	
15		新郷村	企画商工観光課長	松原 健夫	出	随行:主査 高根 和也
16			建設課長	福山 鋼蔵	出	代理:課長補佐 村上 智
17		おいらせ町	政策推進課長	田中 貴重	出	随行:主幹 二川目 勝
18			地域整備課長	岡本 啓一	出	
19	交通事業者	八戸市交通部	次長兼運輸管理課長	鈴木 伸尚	出	随行:営業GL 泉山 裕
20		岩手県北自動車(株)	乗合事業部 南部支社分室長	佐藤 欽一	出	
21		十和田観光電鉄(株)	執行役員 乗合事業部長	佐藤 美仁	出	
22		八戸市タクシー協会	会長	小笠原 修	出	代理:事務局長 伊藤 正孝
23		東日本旅客鉄道(株)	八戸統括センター副所長	泉山 大樹	欠	
24		青い森鉄道(株)	経営戦略部長	廣沼 高明	欠	
25	道路管理者	青森県 県土整備部	道路課長	鈴木 英宗	欠	
26	港湾管理者	青森県 三八県土整備事務所	八戸港管理所長	堀川 隆治	欠	
27	公安関係者	八戸警察署	交通官	山中 信明	出	代理:規制係長 榊 浩治
28		三沢警察署	交通課長	佐藤 敦	欠	
29		三戸警察署	交通課長	工藤 真彰	出	
30		五戸警察署	交通課長	工藤 史智	欠	
31	利用者	八戸商工会議所	専務理事	向井 俊晴	欠	
32		三八地区 高等学校長協会	三戸高校長	直町 年行	出	
33		青森県地域 婦人団体連合会	常任理事	古里 ツセ	出	
34		八戸市シニアクラブ連合会	会長	上田 武男	欠	
35		(一財)VISITはちのへ	専務理事	阿部 寿一	出	
36	関係者	国土交通省 東北運輸局 青森運輸支局	企画調整部門 首席運輸企画専門官	小林 弘典	出	
37		国土交通省 青森河川国道事務所	八戸国道出張所長	新井 昌規	出	
38		青森県 三八地域連携事務所	所長	工藤 福保	出	随行:主幹専門員 大山 健
39	事務局	八戸市	政策推進課長	小笠原 慶信	出	
40			政策推進課 参事 交通政策GL	谷崎 安進	出	
41			政策推進課 主幹	相模 将喜	出	
42			政策推進課 主査	千葉 明	出	
43			政策推進課 主事	八木田 訓寿	出	

令和7年度　第1回
八戸圏域地域公共交通活性化協議会《席図表》

会場：長根屋内スケート場　大会議室

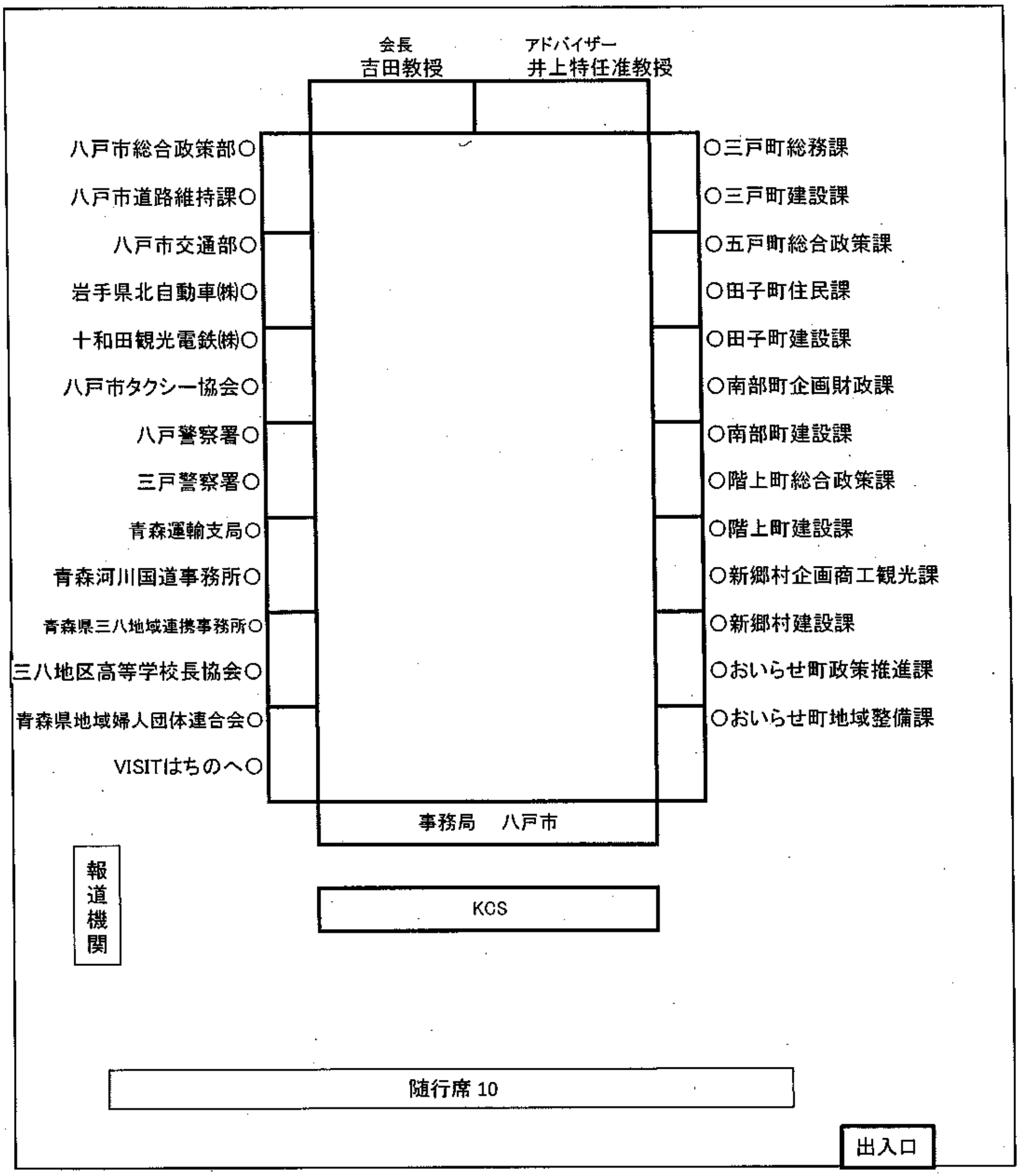

資料1

令和6年度 八戸圏域地域公共交通活性化協議会 事業報告書（案）

1．各種会議の開催状況について

・八戸圏域地域公共交通活性化協議会（総会）　3回開催

（主な内容）

当初予算、決算、地域公共交通計画の申請、交通計画の評価など

・ワーキング会議　5回開催（うち担当課長会議2回）

（主な内容）

総会にかける案件の審議

・MaaS推進検討分科会　4回開催

（主な内容）

既存デジタルチケットの分析、新規デジタルチケットの検討

・運賃協議分科会　1回開催

（主な内容）

10月1日に向けた運賃改定

2．事業内容について

八戸圏域地域公共交通利便増進実施計画に基づき事業を実施。

（1）計画策定事業（国庫補助）

	内容	取組みと成果
①	利便増進実施計画等の更新	計画更新に向けた会議を複数回実施し、協議を行ってきたが計画更新は未実施
②	モビリティ・マネジメントの実施	モビリティ・マネジメント10回実施 （主な実施先：鴎盟大学、八戸高専、八戸商業高校、島守小・中学校等）
③	各種会議の運営	上記1記載のとおり

（事業費）

7,465,355円（うち国庫補助3,718,087円、市町村負担金3,747,268円）

〈内訳〉

・謝礼　35,200円（アドバイザー2名分）

・旅費　41,160円（アドバイザー1名分）

・需用費（お茶代）　18,995円

・八戸圏域公共交通利用促進業務委託　7,370,000円

（２）利便増進事業（国庫補助）

	内容	取組みと成果
①	バスマップ作成	10,000 部
②	駅線リーフレット作成	15,000 部
③	ツールラック路線図張替え	運賃改定に伴い、市内 5 カ所実施
④	既存デジタルチケットの PR・分析、新規デジタルチケット化	・最幸バスパックや 1day2day パスについて、八戸駅構内の掲示や WEB 広告などで PR し、その後の利用実績を分析 ・予約システムを活用したシンタクンの実証運行を実施 運行期間：R7.1/26～2/20（20 日間）

（事業費）

6,754,000 円（うち国庫補助 3,377,000 円、市町村負担金 3,377,000 円）

〈内訳〉

・需用費（印刷製本代）　バスマップ　1,248,500 円
　　　　　　　　　　　　駅線リーフレット　445,500 円

・ターミナルツールラック路線図修正業務委託　682,000 円

・八戸圏域 MaaS 実証実験等業務委託　4,378,000 円

（３）MaaS 実装促進事業（県委託事業）

	内容	取組みと成果
①	青鉄+路線バス連携チケット、親子でエコパスポートのデジタル化	・令和 7 年夏頃の販売を目指し青鉄とバス事業者との打合せを 5 回実施 ・デジタルエコパスポートを販売 販売期間：R6.12/20～R7.1/13、2/17

（事業費）

4,418,788 円（充当財源：県委託金 4,148,788 円）

〈内訳〉

・需用費（事務用品購入）　20,988 円

・八戸圏域 MaaS 推進サポート業務委託　4,147,000 円

・備品購入費　250,800 円

（４）その他

事務経費

（事業費）

19,620 円（充当財源：市負担金 19,620 円）

＜内訳＞

・需用費（印紙代）　15,000 円

・役務費（振込手数料）　4,620 円

合計 18,657,763 円

令和6年度　八戸圏域地域公共交通活性化協議会収支決算書（案）

◎ 歳　入

（単位：円）

科　目	当初予算額	補正額	予算現額（計）	決算額	予算現額と決算額との比較	備考
負担金	8,043,000	0	8,043,000	7,519,700	△ 523,300	八戸市一般会計より6,438,000 圏域町村より1,081,700
補助金	7,300,000	341,000	7,641,000	7,095,087	△ 545,913	
委託金	4,500,000	0	4,500,000	4,500,000	0	県地域交通ＡＸ推進事業 4,500,000
雑収入	0	0	0	2,795	2,795	利息
繰越金	0	0	0	2,308	2,308	前年度繰越金
収入合計	19,843,000	341,000	20,184,000	19,119,890	△ 1,064,110	

◎ 歳　出

（単位：円）

科　目	当初予算額	補正額	予算現額（計）	支出済額	予算現額と決算額との比較	備考
謝礼	141,000	0	141,000	35,200	△ 105,800	アドバイザー2名分
旅費	495,000	0	495,000	41,160	△ 453,840	アドバイザー1名分
需用費	1,760,000	50,000	1,810,000	1,748,983	△ 61,017	バスマップ及び駅線リーフレット印刷費、収入印紙など
役務費	12,000	3,000	15,000	4,620	△ 10,380	振込手数料
委託料	12,177,000	4,829,000	17,006,000	16,577,000	△ 429,000	八戸圏域公共交通利用促進業務ほか3業務
使用料及び賃借料	41,000	0	41,000	0	△ 41,000	
備品購入費	0	300,000	300,000	250,800	△ 49,200	
負担金及び補助金	0	0	0	0	0	
予備費	720,000	-341,000	379,000	0	△ 379,000	
支出合計	15,346,000	4,841,000	20,187,000	18,657,763	△ 1,529,237	

収入合計	19,119,890
支出合計	18,657,763
収入・支出差引額	462,127
返還金（1万円以上）	460,000
令和7年度へ繰越	2,127

令和７年６月６日

八戸圏域地域公共交通活性化協議会

会　長　　吉　田　樹　　様

令和６年度 監査報告書

令和７年６月６日、八戸圏域地域公共交通活性化協議会の会計について、帳簿・関係書類を精査したところ、いずれも適正に処理されていることを認めます。

八戸圏域地域公共交通活性化協議会

監　事　阿部寿一

監　事　小笠原[illegible]

資料２

地域公共交通計画（地域内フィーダー系統）について

１　地域内フィーダー系統とは

複数の市町村にまたがって走る広域的な路線バスである「地域間幹線系統」を補完する、域内の移動を支える路線（支線）を「地域内フィーダー系統」という。

フィーダー系統は、「地域公共交通確保維持改善事業費補助金」の補助メニューの１つである「地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金」（通称：フィーダー補助）が対象となり、運行経費に対して補助金を活用することができる。<u>今回は令和８年度事業の計画認定申請を行う。</u>

≪主な補助要件≫

- 地域間幹線系統に接続すること又は過疎地域等の交通不便地域の移動を確保すること
- １回当たりの乗車人員が２人以上であること（定時定路線の場合）
- 経常赤字が見込まれるもの

≪補助額≫

- 補助対象経費（経常費用－経常収益）の 1/2 又は自治体ごとに設けられる補助上限額を比較し、いずれか金額が低いほう

≪該当路線≫

- 八戸市　⇒　南郷地域コミュニティタクシー
- 三戸町　⇒　三戸町コミュニティバス、三戸町デマンドタクシー
- 五戸町　⇒　五戸八戸駅線（上市川経由）
- 田子町　⇒　田子町コミュニティバス
- 南部町　⇒　南部町コミュニティバス
- 階上町　⇒　階上町コミュニティバス
- おいらせ町　⇒　おいらせ町民バス、おいらバス

≪スケジュール≫

R7年度												R8年度												R9年度		
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
		R8計画認定申請			R8計画認定		R7交付申請		R7事業評価		R7交付決定・額確定	R7補助金支払い							R8交付申請		R8事業評価		R8交付決定・額確定	R8補助金支払い		

R８年度事業 補助対象運行期間（R７年１０月～R７年９月）

資料2

2　計画の概要

（1）目的等

圏域内にあるフィーダー系統を維持し、住民の生活交通手段を存続させていくこと。

（2）目標

八戸市		令和6年度実績	令和8年度	令和9年度	令和10年度
南郷地域コミュニティタクシー	年間の利用者数	148人	159人	154人	150人

三戸町		令和6年度実績	令和8年度	令和9年度	令和10年度
イオンタウン三戸線①（箸木山・図書館前経由）	年間の利用者数	2,861人	2,700人	2,623人	2,548人
イオンタウン三戸線②（雷平・城ノ下経由）	（〃）	3,582人	3,381人	3,284人	3,191人
泉山線	（〃）	2,647人	2,498人	2,427人	2,358人
蛇沼地区、杉沢地区	（〃）	534人	503人	490人	476人
斗内・大舌地区、目時地区	（〃）	811人	765人	744人	722人

五戸町		令和6年度実績	令和8年度	令和9年度	令和10年度
五戸八戸駅線（上市川経由）	年間の利用者数	10,859人	8,000人以上	8,000人以上	8,000人以上
	運行1回あたりの利用者数	12.8人	10人以上	10人以上	10人以上

田子町		令和6年度実績	令和8年度	令和9年度	令和10年度
新田線	年間の利用者数	3,575人	3,200人	3,000人	3,000人
清水頭線	（〃）	1,436人	1,400人	1,300人	1,300人
根渡線	（〃）	1,480人	1,400人	1,300人	1,300人

南部町		令和6年度実績	令和8年度	令和9年度	令和10年度
三戸駅線（3系統合計）	年間の利用者数	30,211人	30,000人	30,000人	30,000人
二又線	（〃）	3,476人	3,300人	3,300人	3,300人
鳥谷・石和・高屋敷①	（〃）	2,142人	2,000人	2,000人	2,000人
鳥谷・石和・高屋敷②	（〃）	707人	700人	700人	700人
鳥谷・石和・高屋敷③	（〃）	1,398人	1,300人	1,300人	1,300人

階上町		令和６年度実績	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度
蒼前線	年間の利用者数	6,765 人	6,700 人	6,700 人	6,700 人
東部線	(〃)	9,155 人	9,100 人	9,100 人	9,100 人

おいらせ町		令和６年度実績	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度
北線（往路）	年間の利用者数	3,849 人	3,800 人	3,800 人	3,800 人
北線（復路）	(〃)	1,411 人	1,400 人	1,400 人	1,400 人
市街地循環線	(〃)	17,756 人	17,000 人	17,000 人	17,000 人
おいらバス	(〃)	27,589 人	27,000 人	27,000 人	27,000 人

（３）目標達成のために行う事業及びその実施主体

（圏域共通）

・公共交通間の利便性の改善（八戸圏域地域公共交通活性化協議会、交通事業者）

・バスマップや時刻表の更新を行い、情報発信機能の強化を図る

（八戸圏域地域公共交通活性化協議会）

（各市町村）

・八戸市

南郷コミュニティタクシーの時刻表を南郷地域において町内会を通じて回覧するほか、市ＨＰに掲載し、周知を図る

・三戸町

コミュニティバスの見直し、運行を維持

コミュニティバス時刻表等の作成、配布

広報さんのへ等を活用した利用促進記事の掲載

・五戸町

路線バスの確保・維持及び利用促進

①五戸八戸駅線（上市川経由）が掲載された時刻表を町内毎戸配布（6,600 戸）する

②高校生を対象に広域通学に対する応援補助金を交付し、さらに通年通学定期券購入者には　上乗せ補助を行う

・田子町

わかりやすさに配慮した路線図入りコミュニティバス時刻表の作成、配布

・南部町

学校統合や乗降実績に基づくコミュニティバスの再編・見直し

わかりやすさに配慮した路線図入りの時刻表の作成

ＩＣカード（エリア定期）利用についての町広報誌での周知　等

・階上町

広報はしかみ等を活用した利用促進記事の掲載

バスデータのオープンデータ化による経路検索への対応を引き続き実施

・おいらせ町

フィーダー系統の運行状況の分析等を踏まえた維持改善

公共交通ガイドブックの更新などによる運行情報等の周知

別　紙

令和７年６月２５日

（名称）八戸圏域地域公共交通活性化協議会

１．地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

八戸市におけるフィーダー系統は、市内幹線軸や地域間連携軸ではカバーしきれない地域内での移動に対応するものであり、適切に役割分担を行い、効率的に移動手段を提供する上で重要な軸であると言える。

南郷地域のコミュニティタクシーは、市中心街への通学・通院手段である市ノ沢線と接続することで、当地域における通学・通院の利便性を確保しており、当地域で暮らし続ける上で重要な役割を果たしている。

しかし、自治体や事業者の運営努力だけでは維持が難しいため、地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持することで、住民の生活交通手段を存続させていくことが必要である。

２．地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

（１）事業の目標

「八戸圏域地域公共交通計画」において、2028 年度目標値として八戸圏域における住民１人あたりの公共交通の利用者数の年間利用回数 31.2 回/人・年（2021 年度現況値 31.2 回/人・年を維持）を定めている。

系統名	実績	目標		
南郷地域コミュニティタクシー	令和６年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度
	148 人	159 人	154 人	150 人

八戸圏域地域公共交通計画（P25、P26 参照）

（２）事業の効果

南郷コミュニティタクシーを維持することにより、八戸市中心部への移動の利便性を維持する。

また、地域間幹線系統の市ノ沢線と接続することで、南郷地域の学生の通学の足や高齢者の通院の足を確保している。

３．２．の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

※事業について、過去に事業評価を行っている場合には、当該評価（一次評価及び二次評価）の結果を踏まえて記載。

令和６事業年度における事業評価の結果、１運行当たり利用者２人以上の目標を達成できなかった。

１次評価では、公共交通計画の目標設定の考え方に沿って、新しい目標として利用者数を令和５年度実績値の維持に努めることとしたほか、２次評価では、周知・広報の強化等により新規需要の掘り起こしを含む利用促進に取り組むことを助言された。

これを踏まえ、令和８事業年度においては、以下の事業を行う。

（１）八戸圏域の取組

・公共交通間の接続性の改善（八戸圏域地域公共交通活性化協議会、交通事業者）

・バスマップや時刻表の更新を行い、情報発信機能の強化を図る（八戸圏域地域公共交通活性化協議会）

（八戸圏域地域公共交通計画　P32、35 参照）

（２）八戸市の取組

・南郷コミュニティタクシーの時刻表を南郷地域において町内会を通じて回覧するほか、市ＨＰに掲載し、周知を図る。（八戸市）

（八戸圏域地域公共交通計画　P47 参照）

別紙

4．地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者
表１を添付
5．地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額
地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図る南郷コミュニティタクシーについて、その運行に係る費用総額約 665 千円のうち、八戸市から運行事業者への負担額については、運行収入を運行経費から差し引いた差額分を負担しており、国庫補助金については市一般財源の歳入として扱う。
6．２．の目標・効果の評価手法及び測定方法
交通事業者による乗降調査
7．別表１の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日１日当たりの運行回数が３回以上で足りると認めた系統の概要 **【地域間幹線系統のみ】**
該当なし
8．別表１の補助対象事業の基準ニに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧 **【地域間幹線系統のみ】**
該当なし
9．生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 **【地域間幹線系統のみ】**
該当なし

別　紙

10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 **【地域内フィーダー系統のみ】**
表５を添付
11. 車両の取得に係る目的・必要性 **【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】**
該当なし
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 **【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】**
（１）事業の目標
該当なし
（２）事業の効果
該当なし
13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額**【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】**
該当なし
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） **【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】**
該当なし
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 **【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】**
該当なし
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 **【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】**
（１）事業の目標
該当なし
（２）事業の効果
該当なし
17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額**【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】**
該当なし

別　紙

18. 協議会の開催状況と主な議論
令和７年６月２５日　八戸市地域公共交通会議 八戸市内分に係る計画について合意 令和７年６月２５日　八戸圏域地域公共交通活性化協議会 計画全体について

19. 利用者等の意見の反映状況
令和３年度に地域住民と意見交換を行い、令和４年度から運行方法を見直し、デマンド運行へ切りかえた。 タクシー利用者から、市ノ沢線第２便に接続する時間帯での運行（現在は初便に接続）を求める声があり、調査検討を行う予定。

20. 乗用タクシーの運賃低廉化措置を行う地域の概要 **【乗用タクシーの運賃低廉化措置を行う場合のみ】**
（１）過去に乗合旅客の運送を行っていた乗合バス事業等
該当なし
（２）交通手段の検討状況
該当なし

【本計画に関する担当者・連絡先】
（住　所）八戸市内丸一丁目１－１
（所　属）八戸市　政策推進課
（氏　名）八木田　訓寿
（電　話）0178-43-9124
（e-mail）nor_yagita@city.hachinohe.lg.jp

注意：　本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。（ただし、上記２．・３．については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります）。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

R8年度

表1　地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者（地域内フィーダー系統）

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等（申請番号）	運行系統			系統キロ程	計画運行日数	計画運行回数	利便増進特例措置	運送継続特例措置	地域内フィーダー系統の基準適合（別表7・別表9・別表10）			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該当する要件（別表7・9）	補助対象地域間幹線系統等と接続の確保	基準ホで該当する要件（別表7のみ）
八戸市	日の出タクシー	(1) 南郷地域コミュニティタクシー		南郷地域		往 km 復 km	365日	151.9回	○		区域運行	①・②(1)	市ノ沢バス停で補助対象地域間幹線系統市ノ沢線と接続	
		(2)				往 km 復 km	日	回						
		(3)				往 km 復 km	日	回						
		(4)				往 km 復 km	日	回						
		(5)				往 km 復 km	日	回						

（注）

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用（別表9又は別表10）を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載す
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表5　地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	八戸市

（単位：人）

	人　口
人口集中地区以外	66,160
交通不便地域等	4,217

交通不便地域等の内訳

人　口	対象地区	根拠法
4,217	旧南郷村	過疎法

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び特例適用開始年度

計画名	策定年月日	特例適用開始年度
八戸圏域地域公共交通利便増進実施計画	令和6年3月28日　認定	令和7年度

（1）記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（以下、「交付要綱」という。）の別表7（ハ②（1））に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7（ハ②（2）（実施要領の2.（1）⑪））に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計（重複する場合を除く）を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7（ハ②（1））に掲げる法律（根拠法）に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定（乗用）」と記載すること。
6. 「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画を策定し、特例を適用する場合に記載すること。

（2）添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。（ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可）

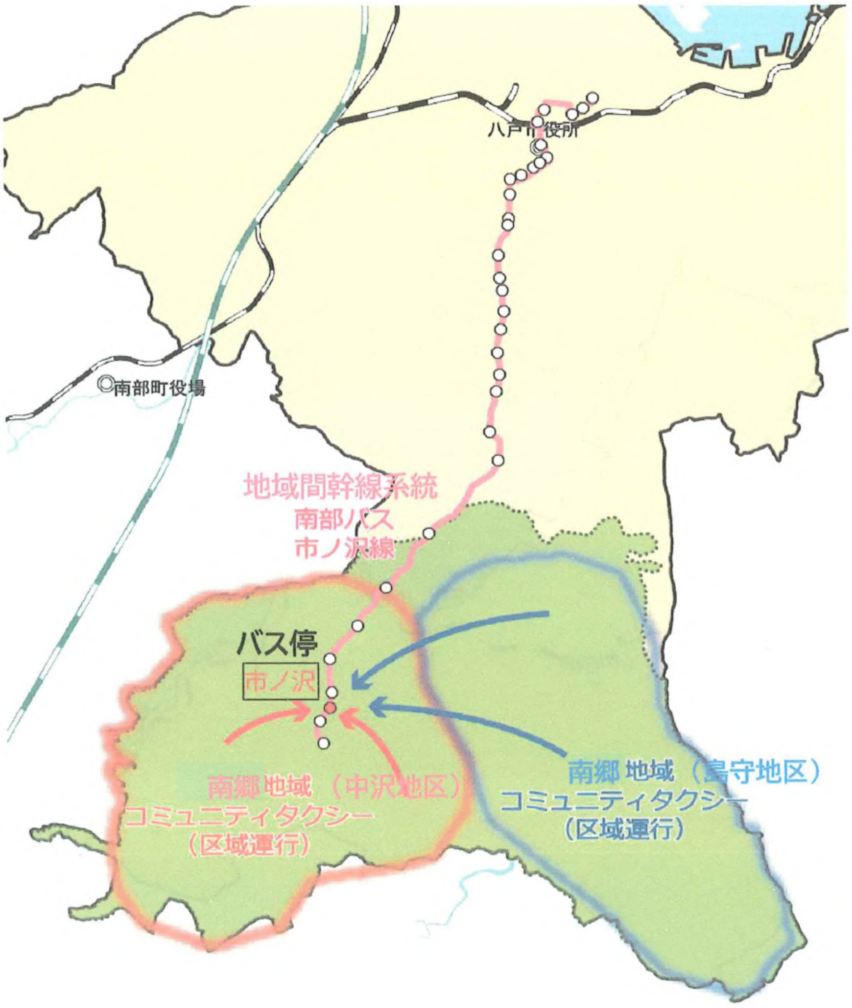
八戸市役所
南部町役場
地域間幹線系統
南部バス
市ノ沢線
バス停
市ノ沢
南郷地域（中沢地区）
コミュニティタクシー
（区域運行）
南郷地域（島守地区）
コミュニティタクシー
（区域運行）

◎おいらせ町役場
八戸市役所
◎南部町役場
階上町役場 ◎
南郷地域
（過疎地域自立促進特別措置法に基づく過疎地域）

別 紙

令和７年６月２５日

（名称）八戸圏域地域公共交通活性化協議会

１．地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

三戸町におけるフィーダー系統は、地域間連携軸ではカバーしきれない地域内での移動に対応するものであり、適切に役割分担を行い、効率的に移動手段を提供する上で重要な軸であると言える。

イオンタウン三戸線①・②、泉山線については、市街地と市街地周辺に点在する交通不便地域（地域間連携軸バス停から離れている地域）との移動に対応する役割を果たしている。

乗合タクシー（蛇沼地区、杉沢地区と斗内・大舌地区、目時地区の２地区）は、山間部等バス路線から離れているまたは利用したい時間帯にバスが運行していない等の理由により、公共交通を利用しづらい地域においてバスに代わる交通手段としての役割を果たしている。

しかし、自治体や事業者の運営努力だけでは維持が難しいため、地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持することで、住民の生活交通手段を存続させていくことが必要である。

２．地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

（１）事業の目標

「八戸圏域地域公共交通計画」において設定する基本目標に対する達成状況を把握するための評価指標として、計画最終年度2028年度目標値とした八戸圏域市町村における住民１人あたりの公共交通の利用者数の年間利用回数 31.2 回/人・年（2021 年度現況値 31.2 回/人・年を維持）を定めている。

当該目標を達成するために三戸町コミュニティバスの地域内フィーダー系統利用者数について、以下のとおり目標を定める。

また、乗合タクシーについても、上記計画の目標達成に寄与するため、以下のとおり目標を定める。

※八戸圏域地域公共交通計画（P25、26 参照）

系統名	実績	目標（利用者数）		
	令和６年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度
イオンタウン三戸線① （箸木山・図書館前経由）	2,861 人	2,700 人	2,623 人	2,548 人
イオンタウン三戸線② （雷平・城ノ下経由）	3,582 人	3,381 人	3,284 人	3,191 人
泉山線	2,647 人	2,498 人	2,427 人	2,358 人
蛇沼地区、杉沢地区	534 人	503 人	490 人	476 人
斗内・大舌地区、目時地区	811 人	765 人	744 人	722 人

※八戸圏域地域公共交通計画 P87 中、「表　指標に対する数値管理」

項目	現況値(2021)	目標値(2028)
八戸圏域人口（人）	313,056	276,471
公共交通利用者数（人／年）	9,781,257	8,638,179
住民１人あたりの公共交通利用回数	31.2	31.2

※三戸町人口 8,699 人（令和７年３月末）、8,954 人（令和６年３月末）前年度比 97.15%

※目標値は前々年度利用者数に人口の減少率を乗じて試算（四捨五入）
（令和８年度は令和６年度実績値に対して減少率を乗じる）

（２）事業の効果

これらの系統を維持することにより、高齢者等の日常生活に必要不可欠な移動手段が確保され、町内の医療機関、商業施設、金融機関及び行政機関への円滑な移動が確保される。
また、幹線（鉄道・路線バス）と支線（コミュニティバス・乗合タクシー）のネットワークが連携することで、八戸市への効率的な運行体系が実現できる。さらには、外出促進・地域活性化にもつながる。

３．２．の目標を達成するために行う事業及びその実施主体
※事業について、過去に事業評価を行っている場合には、当該評価（一次評価及び二次評価）の結果を踏まえて記載。

令和６事業年度における事業評価の結果、概ね目標を達成できたが、一部、利用者数について目標値に届かない路線が見られた（イオンタウン三戸①②線）。
１次評価では、広報誌等による利用促進に努め、利用者の定着を図ることとしたほか、２次評価では、地域のニーズを把握し、新規需要の掘り起こしを含む利用促進に取り組むことを助言された。
これを踏まえ、令和８事業年度においては、以下の事業を行う。
・コミュニティバスの見直し、運行を維持。（交通事業者、三戸町）
・コミュニティバス時刻表等の作成、配布（交通事業者、三戸町）
・広報さんのへ等を活用した利用促進記事の掲載（交通事業者、三戸町）
※八戸圏域地域公共交通計画（P54、55 参照）

４．地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者

別添「表１」のとおり

５．地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

三戸町から運行事業者への補助金額については、国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。

６．２．の目標・効果の評価手法及び測定方法

各系統の乗降数を調査の上、目標値から達成状況を把握する。

７．別表１の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日１日当たりの運行回数が３回以上で足りると認めた系統の概要
【地域間幹線系統のみ】

※該当なし

８．別表１の補助対象事業の基準ニに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧
【地域間幹線系統のみ】

※該当なし

９．生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項
【地域間幹線系統のみ】

※該当なし

別　紙

10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 **【地域内フィーダー系統のみ】**
別添「表５」のとおり。
11. 車両の取得に係る目的・必要性 **【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】**
※該当なし
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 **【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】**
（１）事業の目標
※該当なし
（２）事業の効果
※該当なし
13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額**【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】**
※該当なし
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） **【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】**
※該当なし
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 **【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】**
※該当なし
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 **【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】**
（１）事業の目標
※該当なし
（２）事業の効果
※該当なし
17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額**【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】**
※該当なし
18. 協議会の開催状況と主な議論

別紙

令和７年６月２４日　三戸町地域公共交通会議 　　　　　　　　　　三戸町分に係る計画について合意 令和７年６月２５日　八戸圏域地域公共交通活性化協議会 　　　　　　　　　　計画全体について合意	
19. 利用者等の意見の反映状況	
本計画記載の系統については、令和２年度に実施したバス事業者ヒアリング、利用者ヒアリング及び町民アンケート（６５歳以上１，０００人対象）を踏まえ、利用者の需要にあった交通体系へ見直しをするため、令和３年４月にコミュティバス路線再編と乗合タクシー実証運行を開始したものである。 乗合タクシーについては、利用者へのアンケート調査と事業者のヒアリングを踏まえた運行方法の見直しを実施し、令和５年４月から本格運行（４条運行）としたものである。	
20. 乗用タクシーの運賃低廉化措置を行う地域の概要 **【乗用タクシーの運賃低廉化措置を行う場合のみ】**	
（１）過去に乗合旅客の運送を行っていた乗合バス事業等	
※該当なし	
（２）交通手段の検討状況	
※該当なし	

【【本計画に関する担当者・連絡先】
（住　所）八戸市内丸一丁目１－１
（所　属）八戸市　政策推進課
（氏　名）八木田　訓寿
（電　話）0178-43-9124
（e-mail）nor_yagita@city.hachinohe.aomori.jp

【本計画に関する担当者・連絡先】
（住　所）　三戸町大字在府小路町４３
（所　属）　総務課
（氏　名）　渡辺　良太
（電　話）　0179-20-1111
（e-mail）　r-watanabe@town.sannohe.lg.jp

注意：　本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。
実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。
各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添○○計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。(ただし、上記２．・３．については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります)。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

表1　地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者（地域内フィーダー系統）

R8年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 （申請番号）	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便増進特例措置	運送継続特例措置	地域内フィーダー系統の基準適合 （別表7・別表9・別表10）			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該当する要件 （別表7・9）	補助対象地域間幹線系統等と接続の確保	基準ホで該当する要件 （別表7のみ）
三戸町	岩手県北自動車（株）	(1)　イオンタウン三戸線①（箸木山・図書館前経由）	こま温泉	三戸郵便局前 三戸町役場前 三戸中央病院	イオンタウン三戸	往8.1km 復8.1km	289日	867回			路線定期運行	①、②(1)	地域間幹線系統の三八線（名農高前及び医療健康センター経由）と三戸中央病院で接続	③
	岩手県北自動車（株）	(2)　イオンタウン三戸線②（雷平・城ノ下経由）	こま温泉	三戸郵便局前 三戸中央病院 イオンタウン三戸	西松原	往11.1km 復11.1km	289日	1,445回			路線定期運行	①、②(1)	地域間幹線系統の三八線（名農高前及び医療健康センター経由）と三戸中央病院で接続	③
	岩手県北自動車（株）	(3)　泉山線	イオンタウン三戸	三戸中央病院 三戸町役場前 三戸駅前	イオンタウン三戸	往11.8km 復11.8km	289日	578回			路線定期運行	①、②(1)	地域間幹線系統の三八線（名農高前及び医療健康センター経由）と三戸中央病院で接続	③
	（有）田中タクシー	(4)　三戸町デマンドタクシー（蛇沼地区、杉沢地区）		蛇沼地区、杉沢地区		往　km 復　km	365日	438回			区域運行	①、②(1)	地域間幹線系統の三八線（名農高前及び医療健康センター経由）と三戸駅、下元木平、三戸中央病院、六日町、三戸郵便局、三戸町役場で接続	③
	三戸タクシー（株）	(5)　三戸町デマンドタクシー（斗内・大舌地区、目時地区）		斗内・大舌地区、目時地区		往　km 復　km	365日	657回			区域運行	①、②(1)	地域間幹線系統の三八線（名農高前及び医療健康センター経由）と三戸駅、下元木平、三戸中央病院、六日町、三戸郵便局、三戸町役場で接続	③

（注）

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用（別表9又は別表10）を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載す
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表5　地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	三戸町

（単位：人）

	人　口
人口集中地区以外	9082
交通不便地域等	9082

交通不便地域等の内訳

人　口	対象地区	根拠法
9082	全域	過疎法第2条

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び特例適用開始年度

計画名	策定年月日	特例適用開始年度
八戸圏域地域公共交通計画	令和5年3月28日	令和5年度
八戸圏域地域公共交通利便増進実施計画	令和6年3月	令和6年度

（1）記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（以下、「交付要綱」という。）の別表7（ハ②（1））に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7（ハ②（2）（実施要領の2.（1）⑪））に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計（重複する場合を除く）を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7（ハ②（1））に掲げる法律（根拠法）に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定（乗用）」と記載すること。
6. 「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画を策定し、特例を適用する場合に記載すること。

（2）添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。（ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可）

「接続する幹線系統」三八線（名農高前及び医療健康センター経由）ー

「補助系統」

(1)イオンタウン三戸線①(箸木山・図書館前経由)ー

(2)イオンタウン三戸線②(城ノ下・雷平経由)ー

(3)泉山線ー

「結節点」三戸中央病院□（三戸町役場前・三戸郵便局前等でも接続）

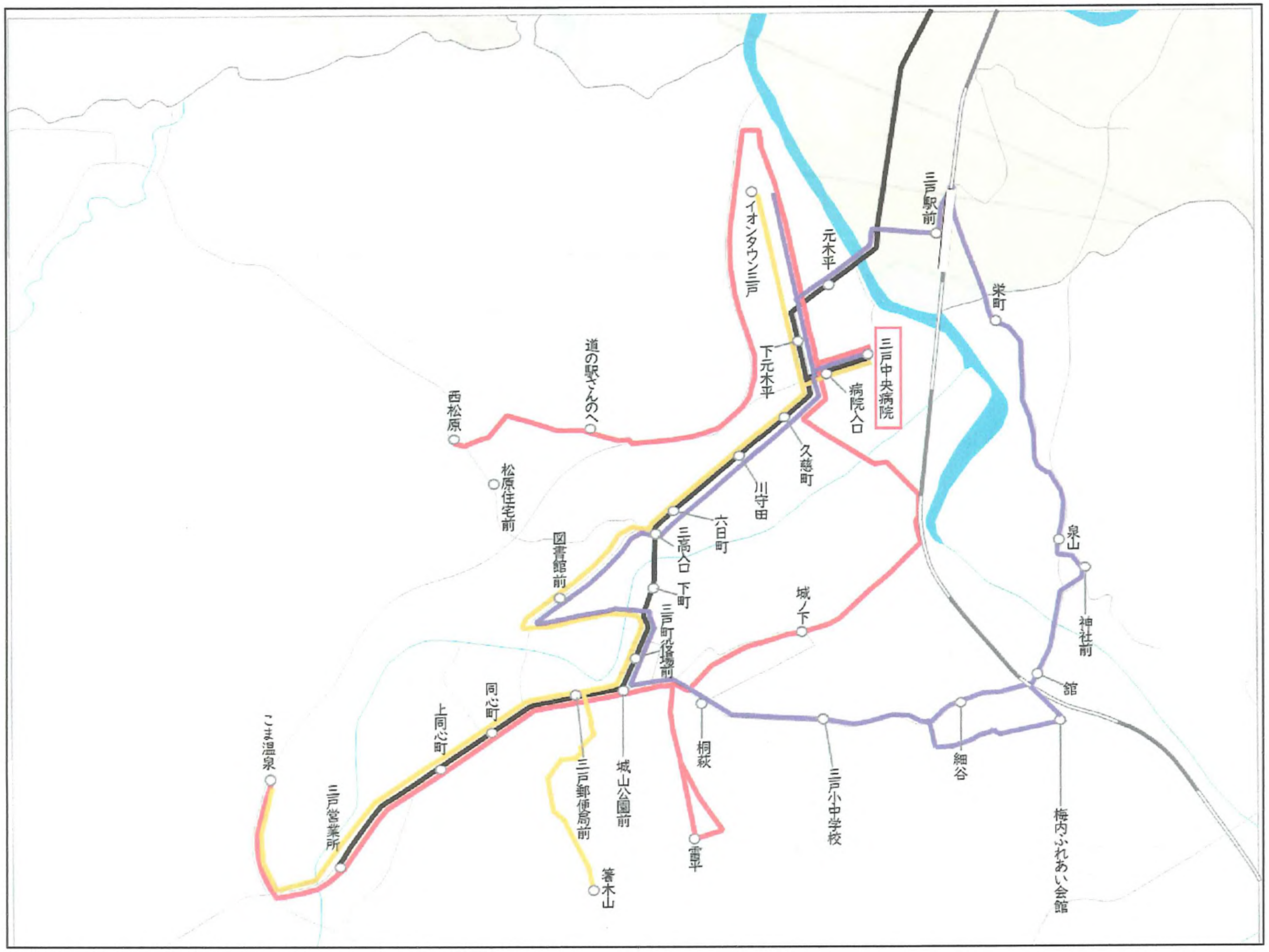

補助系統→接続する幹線系統

	三戸中央病院着	三戸中央病院発
イオンタウン三戸線②	8：24	
イオンタウン三戸線①	9：42	
三八線		10：14
泉山線	11：13	
三八線		11：19
イオンタウン三戸線②	13：20	
三八線		13：25

接続する幹線系統→補助系統

	三戸中央病院着	三戸中央病院発
三八線	10：06	
泉山線		10：11
イオンタウン三戸線②		10：26
三八線	11：34	
イオンタウン三戸線②		12：04
三八線	15：04	
イオンタウン三戸線①		15：13

「接続する幹線系統」

三八線（名農高前及び医療健康センター経由）ー

「補助系統」

（4）蛇沼地区

（4）杉沢地区

（5）斗内・大舌地区

（5）目時地区

補助系統→接続する幹線系統※三戸中央病院接続時刻を記載

三戸中央病院着（蛇沼地区、杉沢地区、斗内・大舌地区、目時地区）	8:30	9:30	10:30
三戸中央病院発（三八線）		10:14	11:19

接続する幹線系統→補助系統※三戸中央病院接続時刻を記載

三戸中央病院着（三八線）	11:34
三戸中央病院発（蛇沼地区、杉沢地区、斗内・大舌地区、目時地区）	12:00

「結節点」□三戸駅、下元木平（イオンタウン三戸）、三戸中央病院、六日町（八戸農業協同組合三戸支店）、三戸郵便局、三戸町役場

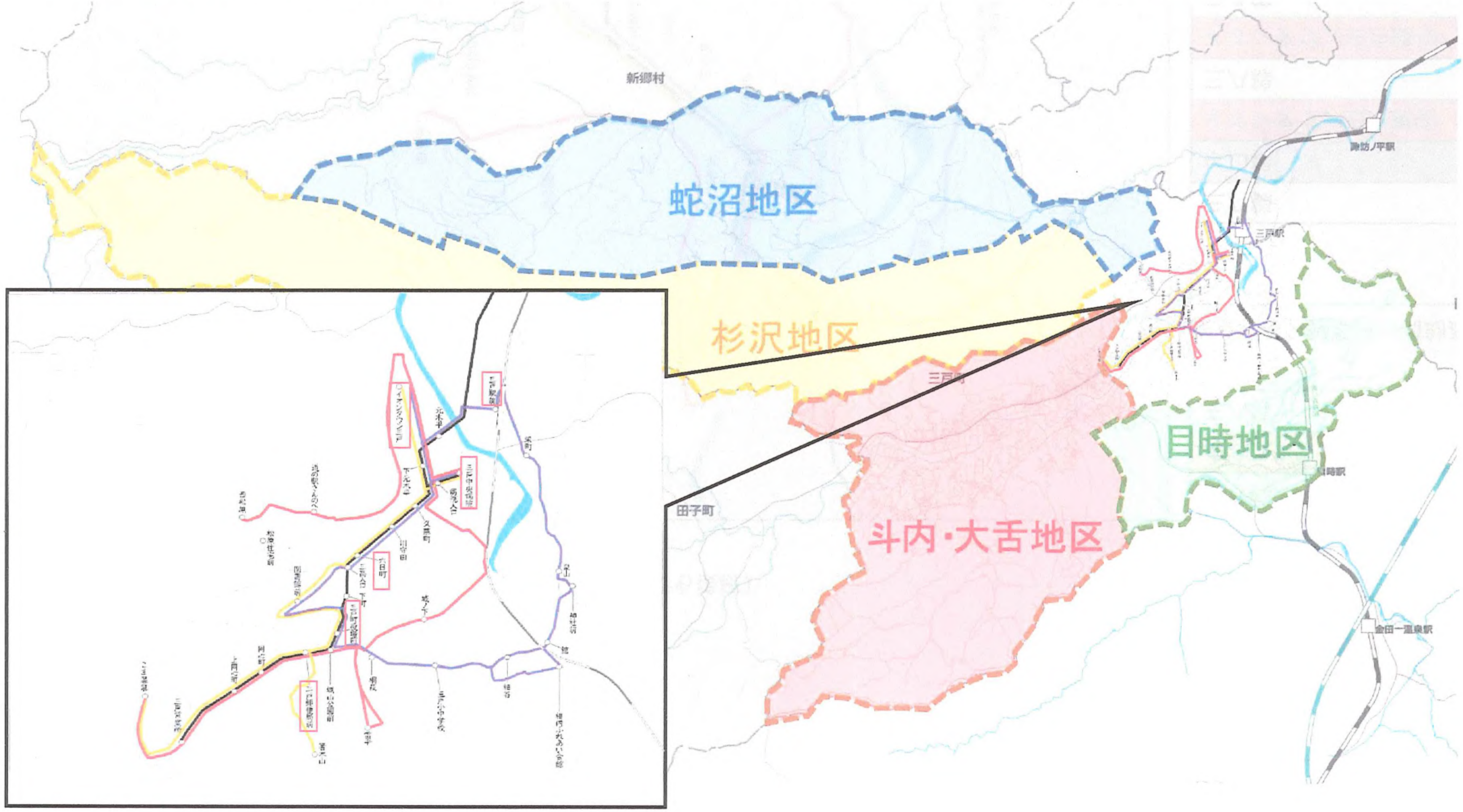

別　紙

令和７年６月２５日

（名称）八戸圏域地域公共交通活性化協議会

１．地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

五戸町におけるフィーダー系統は、広域連携軸や地域間連携軸ではカバーしきれない地域内での移動に対応するものであり、適切に役割分担を行い、効率的に移動手段を提供する上で重要な軸であると言える。

五戸八戸駅線（上市川経由）については、五戸町の中心と八戸駅間を運行しており、主に五戸町から八戸市内の高校への通学手段として利用されているなど通学支援を図る上で重要な役割を担っているほか、車を運転できない方の通勤や通院に利用されており、五戸町民の生活に必要不可欠な交通として機能している。

しかし、自治体や事業者の運営努力だけでは維持が難しいため、地域公共交通確保維持事業によって運行を確保・維持し、住民の生活交通手段を存続させることが必要である。

２．地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

（１）事業の目標

○「八戸圏域地域公共交通計画」における 2028 年度目標値
八戸圏域市町村における住民１人あたりの公共交通の利用者数の年間利用回数
31.2 回/人・年（2021 年度現況値 31.2 回/人・年を維持）
（八戸圏域地域公共交通計画　P25、26　参照）

○フィーダー系統（五戸八戸駅線（上市川経由））に対する目標値

	令和６年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度
年間の利用者数	10,859 人	8,000 人以上	8,000 人以上	8,000 人以上
運行１回あたりの利用者数	12.8 人	10 人以上	10 人以上	10 人以上

（２）事業の効果

五戸八戸駅線（上市川経由）路線の維持により、高校生の広域通学を可能とする公共交通環境が確保される。

また、地域間幹線系統である岩手県北自動車㈱の八戸線(扇田経由)に、八戸駅で接続することで、主に切谷内・上市川地区住民の八戸中心街方面への生活交通手段が確保される。

３．２．の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

※事業について、過去に事業評価を行っている場合には、当該評価（一次評価及び二次評価）の結果を踏まえて記載。

令和６事業年度における事業評価では、目標が達成できた。

１次評価では、高校生への応援補助金を継続するとともに、通学手段や利用状況等のデータ、バスに係る要望等を把握し、ニーズに応じて見直しを図っていくこととし、２次評価では、引き続きニーズ把握、利便性向上、新規需要の掘り起こしなど、取組の発展を期待されている。

これを踏まえ、令和８事業年度においては、以下の事業を行う。

（１）八戸圏域の取組
- 公共交通間の接続性の改善（八戸圏域、交通事業者）
- バスマップや時刻表の更新を行い、情報発信機能の強化を図る。（八戸圏域）
  （八戸圏域地域公共交通計画　P32、35 参照）

（２）五戸町の取組
- 路線バスの確保・維持及び利用促進
  ①五戸八戸駅線（上市川経由）が掲載された時刻表を町内毎戸配布（6,600 戸）する。
  ②高校生を対象に広域通学に対する応援補助金を交付し、さらに通年通学定期券購入者には上乗せ補助を行う。
  （八戸圏域地域公共交通計画　Ｐ60　参照）

別 紙

4．地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者
表１を添付
5．地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額
地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図る五戸八戸駅線（上市川経由）路線について、五戸町から運行事業者への補助金額については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。
6．２．の目標・効果の評価手法及び測定方法
交通事業者による乗降調査
7．別表１の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日１日当たりの運行回数が３回以上で足りると認めた系統の概要 **【地域間幹線系統のみ】**
該当なし
8．別表１の補助対象事業の基準ニに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧 **【地域間幹線系統のみ】**
該当なし
9．生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 **【地域間幹線系統のみ】**
該当なし
10．地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 **【地域内フィーダー系統のみ】**
表５を添付
11．車両の取得に係る目的・必要性 **【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】**
該当なし
12．車両の取得に係る定量的な目標・効果 **【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】**
（１）事業の目標
該当なし
（２）事業の効果
該当なし

13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額**【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】**

該当なし

14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策）
【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

該当なし

15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性
【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

該当なし

16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果
【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

（１）事業の目標

該当なし

（２）事業の効果

該当なし

17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額**【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】**

該当なし

18. 協議会の開催状況と主な議論

令和７年６月９日　五戸町地域公共交通会議（書面会議）
五戸町内分に係る計画について合意
令和７年６月25日　八戸圏域地域公共交通活性化協議会
計画全体について合意

19. 利用者等の意見の反映状況

町内中学生を対象として令和元年12月に実施した「進路と移動手段に関するアンケート調査」の結果を踏まえ、部活動を含めた高校通学の利便性が高まるよう、運行回数を平日３往復、土日祝日１往復としている。

20. 乗用タクシーの運賃低廉化措置を行う地域の概要
【乗用タクシーの運賃低廉化措置を行う場合のみ】

（１）過去に乗合旅客の運送を行っていた乗合バス事業等

該当なし

（２）交通手段の検討状況

該当なし

別　紙

【本計画に関する担当者・連絡先】

（住　所）八戸市内丸一丁目１－１
（所　属）八戸市　政策推進課
（氏　名）八木田　訓寿
（電　話）0178-43-9124
（e-mail）nor_yagita@city.hachinohe.aomori.jp

【本計画に関する担当者・連絡先】

（住　所）五戸町字古舘２１－１
（所　属）五戸町総合政策課　政策推進室
（氏　名）中村　知広
（電　話）0178-62-7974
（e-mail）seisaku@town.gonohe.aomori.jp

R8年度

表1　地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者（地域内フィーダー系統）

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等（申請番号）	運行系統			系統キロ程	計画運行日数	計画運行回数	利便増進特例措置	運送継続特例措置	地域内フィーダー系統の基準適合（別表7・別表9・別表10）			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該当する要件（別表7・9）	補助対象地域間幹線系統等と接続の確保	基準ホで該当する要件（別表7のみ）
五戸町	岩手県北自動車㈱	(1) 五戸八戸駅線（上市川経由）	中央	上市川	八戸駅前	往24.5km 復24.5km	364日	842回			路線定期運行	① ②(1)	八戸駅前で補助対象地域間幹線系統八戸線（扇田経由）と接続	③
		(2)				往　km 復　km	日	回						
		(3)				往　km 復　km	日	回						
		(4)				往　km 復　km	日	回						
		(5)				往　km 復　km	日	回						

（注）

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用（別表9又は別表10）を受けて補助対象となる場合のみ「〇」を記載す
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	五戸町

（単位：人）

	人 口
人口集中地区以外	16,042
交通不便地域等	16,042

交通不便地域等の内訳

人 口	対象地区	根拠法
16,042	五戸町全域	過疎法第2条第1項第1号

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び特例適用開始年度

計画名	策定年月日	特例適用開始年度
八戸圏域地域公共交通計画	令和5年3月28日 策定 令和6年3月26日 変更	
八戸圏域地域公共交通 利便増進実施計画	令和6年3月 策定	令和7年度

（1）記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（以下、「交付要綱」という。）の別表7（ハ②（1））に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7（ハ②（2）（実施要領の2.（1）⑪））に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計（重複する場合を除く）を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7（ハ②（1））に掲げる法律（根拠法）に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定（乗用）」と記載すること。
6. 「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画を策定し、特例を適用する場合に記載すること。

（2）添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。（ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可）

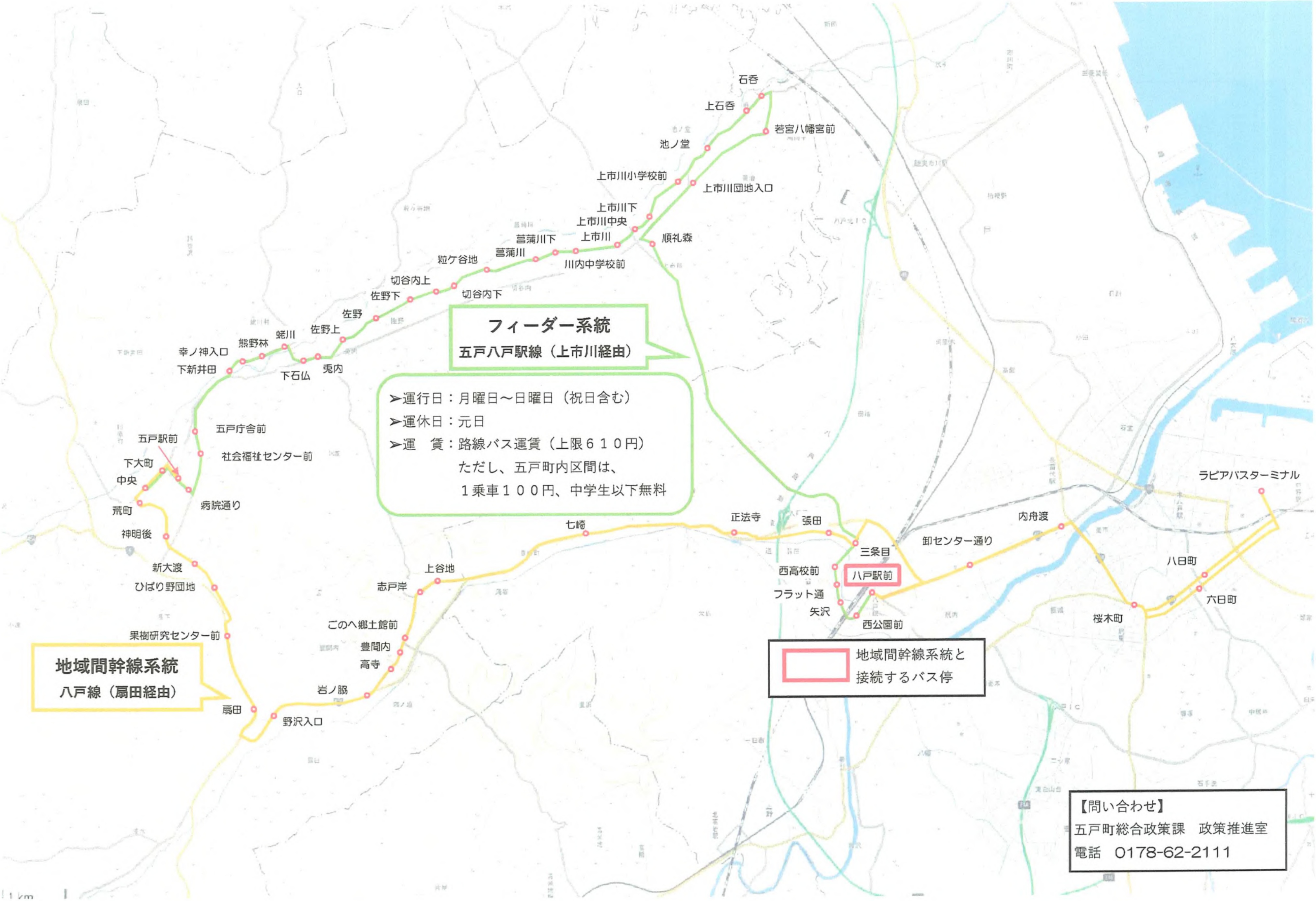

【問い合わせ】
五戸町総合政策課　政策推進室
電話　0178-62-2111

地理院地図
GSI Maps

【補助系統番号：（1）五戸八戸駅線（中央～八戸駅前）】

別 紙

令和７年６月２５日

（名称）八戸圏域地域公共交通活性化協議会
（田子町）

１．地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

田子町におけるフィーダー系統は、広域連携軸や地域間連携軸ではカバーしきれない地域内での移動に対応するものであり、適切に役割分担を行い、効率的に移動手段を提供する上で重要な軸であると言える。

新田線・清水頭線・根渡線については、町内の各地域から町の中心部であるサンモール田子付近への買い物や通院など、町民のさまざまな生活目的の移動に対応している。

しかし、自治体や事業者の運営努力だけでは維持が難しいため、地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持することで、住民の生活交通手段を存続させていくことが必要である。

２．地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

（１）事業の目標

「八戸圏域地域公共交通計画」において、「公共交通の利用環境の改善などによる、利用しやすさやわかりやすさの向上を図るとともに、新たな利用者の獲得を図る」ことを基本目標として掲げており、2028 年度目標値として八戸圏域市町村における住民１人当たりの公共交通の年間利用回数 31.2 回/人・年（ 2021 年度現況値 31.2 回/人・年を維持）を定めている。

このため町では、当該目標を達成するために田子町コミュニティバスの年間利用者数 27,733 人（令和６年度実績）を維持すべく、地域内フィーダー系統の利用者数について、以下のとおり目標を定める。

※八戸圏域地域公共交通計画（P25、26 参照）

系統名	実績	目標（利用者数）		
	令和6年度	令和8年度	令和9年度	令和 10 年度
新田線	3,575 人	3,200 人	3,000 人	3,000 人
清水頭線	1,436 人	1,400 人	1,300 人	1,300 人
根渡線	1,480 人	1,400 人	1,300 人	1,300 人

（２）事業の効果

これらの路線を維持することにより、高齢者等の日常生活に必要不可欠な移動手段が確保され、町内の医療機関、商業施設、金融機関及び行政機関への円滑な移動が確保されるほか、児童生徒の安心・安全な通学が可能となる。

また、幹線（鉄道・路線バス）と支線（コミュニティバス）のネットワークが連携することで、町外への効率的な運行体系が実現できる。さらには、外出促進・地域活性化にもつながる。

別紙

3．2．の目標を達成するために行う事業及びその実施主体
令和６事業年度における事業評価の結果、概ね目標を達成できたが、一部、利用者数について目標に届かない路線が見られた(新田線)。 １次評価では、概ね目標達成をすることができているとしているほか、２次評価では、引き続き、利用者ニーズの把握、利便性の向上、新規需要の掘り起こしなど、さらなる取組を行うことと助言された。 これを踏まえ、令和８事業年度においては、以下の事業を行う。 ・公共交通間の接続性の改善（八戸圏域、交通事業者） ・バスマップや時刻表の更新を行い、情報発信機能の強化を図る。(八戸圏域) ・わかりやすさに配慮した路線図入りコミュニティバス時刻表の作成、配布（田子町） （八戸圏域地域公共交通計画　P32、35、54　参照）
4．地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者
表１を添付
5．地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額
田子町から運行事業者への委託金額については、委託料から国庫補助金を差し引いた差額分とすることとしている。
6．2．の目標・効果の評価手法及び測定方法
公共交通に関する各種施策を推進することで、人口減少下にあっても住民一人一人の公共交通の利用機会を増加させることで、住民１人当たりの公共交通の利用回数の「維持」を目指す。 ・利用者ヒアリングを実施(接続停留所サンモール田子などにおいて、聞き取り調査)
7．別表１の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日１日当たりの運行回数が３回以上で足りると認めた系統の概要 **【地域間幹線系統のみ】**
※該当なし
8．別表１の補助対象事業の基準ニに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧 **【地域間幹線系統のみ】**
※該当なし
9．生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 **【地域間幹線系統のみ】**
※該当なし

別　紙

10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 **【地域内フィーダー系統のみ】**
表５を添付
11. 車両の取得に係る目的・必要性 **【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】**
※該当なし
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 **【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】**
（１）事業の目標
※該当なし
（２）事業の効果
※該当なし
13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額**【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】**
※該当なし
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） **【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】**
※該当なし
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 **【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】**
※該当なし
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 **【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】**
（１）事業の目標
※該当なし
（２）事業の効果
※該当なし
17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額**【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】**
※該当なし

別　紙

18. 協議会の開催状況と主な議論
令和７年６月１６日　田子町総合公共交通協議会 　　　　　　　　　　田子町内分に係る計画について合意 令和７年６月２５日　八戸圏域地域公共交通活性化協議会 　　　　　　　　　　計画全体について合意
19. 利用者等の意見の反映状況
本計画について、関係団体を含む田子町総合公共交通協議会を開催しており、住民の意見を十分に反映している。また、事業者から定期的に利用状況の報告を受けており、当該会議で報告し、構成員から意見をうかがう機会を設けている。
20. 乗用タクシーの運賃低廉化措置を行う地域の概要 **【乗用タクシーの運賃低廉化措置を行う場合のみ】**
（１）過去に乗合旅客の運送を行っていた乗合バス事業等
※該当なし
（２）交通手段の検討状況
※該当なし

【本計画に関する担当者・連絡先】
（住　所）八戸市内丸一丁目１－１
（所　属）八戸市　政策推進課
（氏　名）八木田　訓寿
（電　話）0178-43-9124
（e-mail）nor_yagita@city.hachinohe.aomori.jp

【本計画に関する担当者・連絡先】
（住　所）青森県三戸郡田子町大字田子字天神堂平 81
（所　属）田子町役場　住民課
（氏　名）稲村カホル
（電　話）0179-20-7113
（e-mail）inamura0390@town.takko.lg.jp

注意：　本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。
実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。
各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。(ただし、上記２．・３．については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります)。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

表1　地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者（地域内フィーダー系統）

R8年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等（申請番号）		運行系統			系統キロ程	計画運行日数	計画運行回数	利便増進特例措置	運送継続特例措置	地域内フィーダー系統の基準適合（別表7・別表9・別表10）			
				起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該当する要件（別表7・9）	補助対象地域間幹線系統等と接続の確保	基準ホで該当する要件（別表7のみ）
田子町	岩手県北自動車株式会社	(1)	新田線	新田	茂市・野面・七日市	下矢田郎	往 17.4 km 復 － km	241日	120.5回	○		路線定期運行	①「②(1)」	地域間幹線系統である田子線とサンモール田子バス停で接続	
	岩手県北自動車株式会社	(2)	清水頭線	サンモール田子	鳴滝・中平・袖平・川代・下矢田郎・商工会館前	サンモール田子	往 24.3 km 復 － km	241日	120.5回	○		路線定期運行	①「②(1)」	地域間幹線系統である田子線とサンモール田子バス停で接続	
	岩手県北自動車株式会社	(3)	根渡線	甲地	紫倉・相米・細野・田子小学校	サンモール田子	往 18.1 km 復 － km	241日	120.5回	○		路線定期運行	①「②(1)」	地域間幹線系統である田子線とサンモール田子バス停で接続	
		(4)					往 km 復 km	日	回						
		(5)					往 km 復 km	日	回						

（注）

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用（別表9又は別表10）を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載す
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	田子町

（単位：人）

	人 口
人口集中地区以外	4,968
交通不便地域等	4,968

交通不便地域等の内訳

人 口	対象地区	根拠法
4,968	全域	過疎法第2条第1項

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び特例適用開始年度

計画名	策定年月日	特例適用開始年度
八戸圏域地域公共交通計画	令和5年3月28日　変更認定	
八戸圏域地域公共交通利便増進実地計画	令和6年3月28日　認定	令和6年度

（1）記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（以下、「交付要綱」という。）の別表7（ハ②（1））に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7（ハ②（2）（実施要領の2.（1）⑪））に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計（重複する場合を除く）を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7（ハ②（1））に掲げる法律（根拠法）に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定（乗用）」と記載すること。
6. 「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画を策定し、特例を適用する場合に記載すること。

（2）添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。（ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可）

田子町総合公共交通協議会

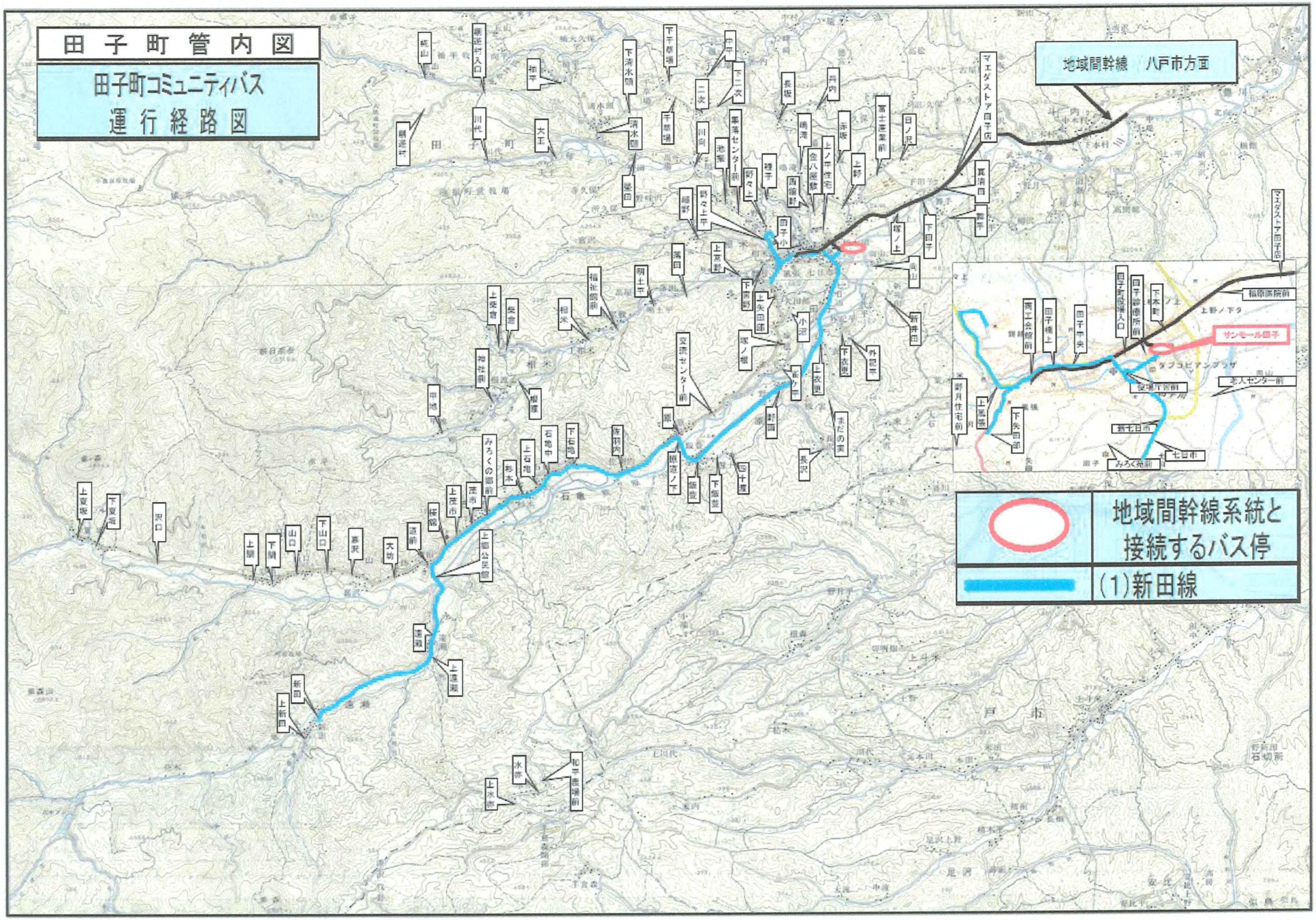

田子町総合公共交通協議会

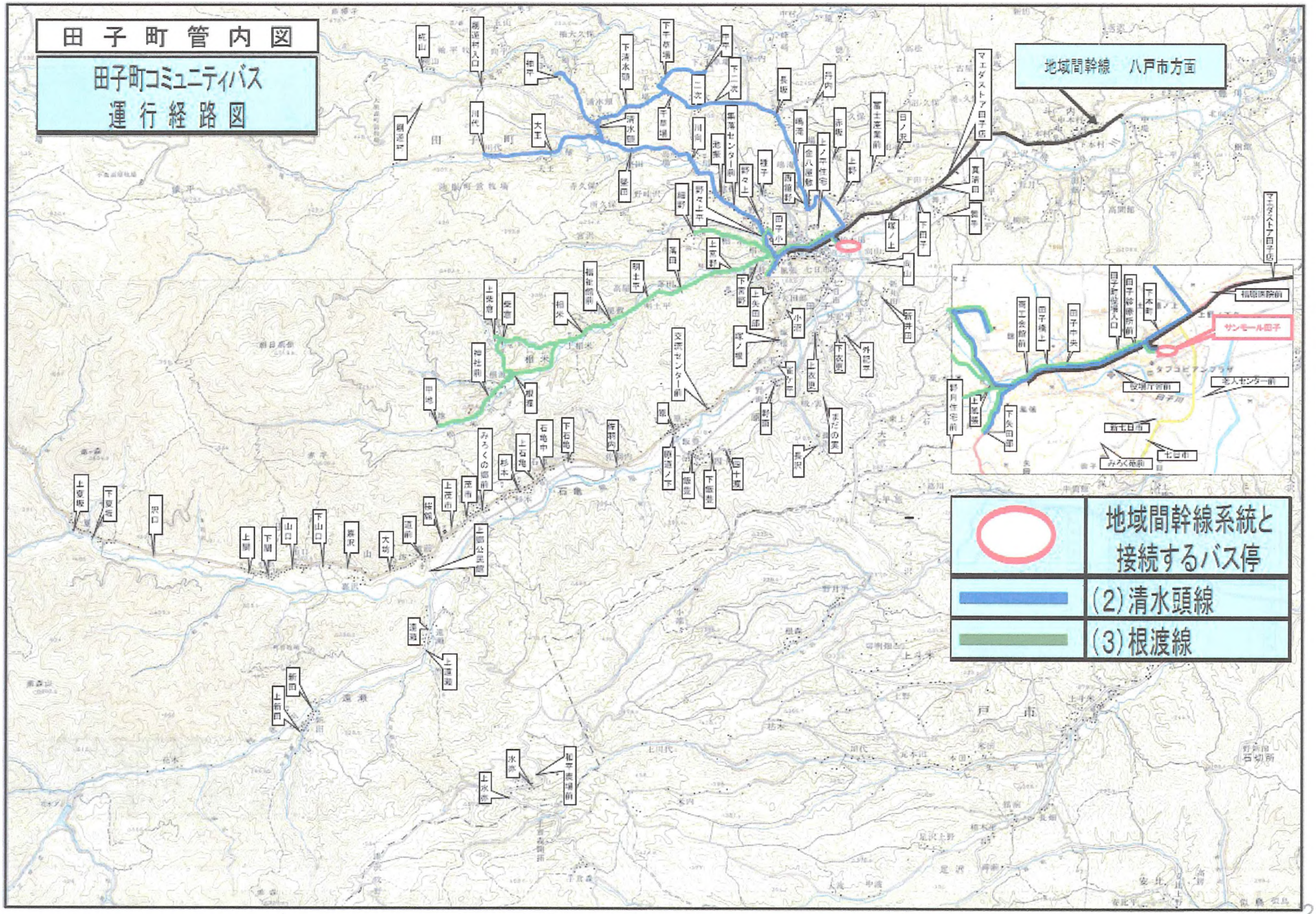

別 紙

令和 7 年 6 月25日

（名称）八戸圏域地域公共交通活性協議会

1．地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

南部町におけるフィーダー系統は、広域連携軸や地域間連携軸ではカバーしきれない地域内での移動に対応するものであり、適切に役割分担を行い、効率的に移動手段を提供する上で重要な軸であるといえる。

三戸駅線（剣吉駅系統・森越系統・福田大橋系統）は、旧町村を跨いで運行している路線であり、旧町村内の移動のみならず、福地・名川・南部のそれぞれの地区にある病院や商業施設への移動、バーデハウス（健康増進施設）への交通手段として利用されており、地域間幹線系統の補助としての役割も担っている。

また、二又線は南部地区における地区内の移動、鳥谷・石和・高屋敷線①②③は名川地区の山間部から役場、学校、鉄道駅、病院付近への移動手段として利用されているなど、それぞれの系統が住民の生活を支える重要な役割を担っている。

しかしながら、自治体や事業者の運営努力だけで維持していくのは困難であり、地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持することで、住民の生活交通手段を存続させていくことが重要である。

2．地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

（1）事業の目標

「八戸圏域地域公共交通計画」においては、「公共交通の利用環境の改善などによる、利用しやすさやわかりやすさの向上を図るとともに、新たな利用者の獲得を図る」ことを基本目標として掲げ、2028 年度目標値として、八戸圏域市町村における住民１人あたりの公共交通の年間利用回数を 31.2 回/人・年（2021 年度現況値 31.2 回/人・年を維持）と定めている。

南部町では、学校統合が行われた令和５年度から、児童生徒の登下校をコミュニティバスに一本化したことにより、利用者が大幅に増加した。そのため、コミュニティバスの年間利用者数は令和５年度実績 186,770 人の維持を大前提とし、地域内フィーダー系統の利用者数について、広報紙や交通に関するイベントにおいて『ＩＣカード（エリア定期）利用で運賃が無料』という本町独自の取組みをさらにＰＲしながらも、町の人口が減少しているという現状を考慮し、目標を以下のとおり定める。

（八戸圏域地域公共交通計画　P25、P26 参照）

系統名	実績（利用者数）		目標（利用者数）		
	令和５年度	令和６年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度
三戸駅線（３系統合計）	26,718 人	30,211 人	30,000 人	30,000 人	30,000 人
二又線	3,000 人	3,476 人	3,300 人	3,300 人	3,300 人
鳥谷･石和･高屋敷線①	2,311 人	2,142 人	2,000 人	2,000 人	2,000 人
鳥谷･石和･高屋敷線②	1,909 人	707 人	700 人	700 人	700 人
鳥谷･石和･高屋敷線③	1,621 人	1,398 人	1,300 人	1,300 人	1,300 人

※令和 5 年度実績値に集計誤りがあったことから、上記のとおり修正を行ったものである。

別紙

（２）事業の効果
これらの路線を維持することで、高齢者等の日常生活に必要不可欠な町内の医療、商業、金融及び行政機関等への円滑な移動が確保されるほか、児童生徒の安全な通学が可能となる。 また、幹線（鉄道・路線バス）と支線（コミュニティバス）のネットワークを確立し、町外への効率的な運行体系が実現することは、外出の促進、地域の活性化にも繋がる。
３．２．の目標を達成するために必要な事業及び実施主体 ※事業について、過去に事業評価を行っている場合には、当該評価（一次評価及び二次評価）の結果を踏まえて記載。
令和６事業年度における事業評価の結果、概ね目標を達成できたが、一部路線において利用者数が目標を下回ったことから、需要の把握に努め適正な目標設定を行うとともに、令和８事業年度においても以下の事業を継続的に実施する。 (1) 圏域での取組み ・公共交通間の持続性の改善（八戸圏域・交通事業者） ・バスマップや時刻表の更新及び情報発信の機能強化（八戸圏域） （八戸圏域地域公共交通計画　P32、P35 参照） (2) 当町、交通事業者（岩手県北自動車㈱）の取組み ・学校統合や乗降実績に基づくコミュニティバスの再編・見直し（町・交通事業者） ・ＩＣカード、バスロケーションシステムの安定稼働（町・交通事業者） ・乗継拠点となるバス停でのデジタルサイネージの安定稼働（町・交通事業者） ・バス車両への統一デザインのラッピング、バス停標識の更新によるデザイン変更（町・交通事業者） ・わかりやすさに配慮した路線図入りの時刻表の作成（町） ・ＩＣカード（エリア定期）利用についての町広報誌での周知（町） （八戸圏域地域公共交通計画　P25～P26、P54～P56、P75 参照）
４．地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行体系の概要及び運送予定者
表１を添付
５．地域公共交通確保維持事業に要留守費用の総額、負担者及びその負担額
南部町から運行事業者に運行委託料を支払う。国庫補助金については、八戸圏域地域公共交通活性化協議会を経由し、町の歳入とする。
６．２．の目標・効果の評価手法及び測定方法
利用者について、数値目標によるモニタリング・評価を実施する。
７．別表１の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日１日当たりの運行回数が３回以上で足りると認めた系統の概要 【地域間幹線系統のみ】
※該当なし
８．別表１の補助対象事業の基準ニに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧 【地域間幹線系統のみ】
※該当なし

別 紙

9．生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 【地域間幹線系統のみ】
※該当なし
10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】
表５を添付
11. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
（１）事業の目標
※該当なし
（２）事業の効果
※該当なし
13. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
（１）事業の目標
※該当なし

別紙

（２）事業の効果
※該当なし
17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
18. 協議会の開催状況と主な議論
令和７年５月３０日 ～ ６月１３日　南部町地域公共交通会議（書面） ＊南部町分に係る計画について合意 令和７年６月２５日　八戸圏域地域公共交通活性化協議会 ＊計画全体について合意
19. 利用者等の意見の反映状況
本計画について、関係団体を含む南部町地域公共交通会議を開催しており、住民の意見を十分に反映している。また、事業者からは毎月利用状況の報告を受けており、当該会議において報告し、委員から意見を伺う機会を設けている。
20. 乗用タクシーの運賃廉価化措置を行う地域の概要 【乗用タクシーの運賃廉価化措置を行う場合のみ】
（１）過去に乗合旅客の運送を行っていた乗合バス事業者等
※該当なし
（２）交通手段の検討状況
※該当なし

【本計画に関する担当者・連絡先】
（住　所）　青森県八戸市内丸一丁目1-1
（所　属）　八戸市 政策推進課
（氏　名）　八木田　訓寿
（電　話）　0178-43-9124
（e-mail）　nor_yagita@city.hachinohe.aomori.jp

【本計画に関する担当者・連絡先】
（住　所）　青森県三戸郡南部町大字平字広場28-1
（所　属）　南部町 企画財政課
（氏　名）　瀧　田　　慎
（電　話）　0178-38-5960
（e-mail）　takita-shin@town.aomori-nanbu.lg.jp

R8年度

表１　地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者（地域内フィーダー系統）

市区町村名	運送予定者	運行系統名等（申請番号）	運行系統 起点	運行系統 経由地	運行系統 終点	系統キロ程	計画運行日数	計画運行回数	利便増進特例措置	運送継続特例措置	地域内フィーダー系統の基準適合（別表７・別表９・別表１０） 運行態様の別	基準ハで該当する要件（別表7-9）	補助対象地域間幹線系統等と接続の確保	基準ホで該当する要件（別表７のみ）
南部町	岩手県北自動車株式会社	(1) 三戸駅線(剣吉駅系統)	三戸駅前	相内町内会館前･剣吉駅前･福田	バーデハウス	往 28.5 km 復 28.8 km	363 日	1452.0 回	○		路線定期運行	① 「②(1)」	地域間幹線系統である三八線(虎渡経由)･三八線(下名久井経由)と南部町役場にて接続	－
	岩手県北自動車株式会社	(2) 三戸駅線(森越系統)	バーデハウス	福田･森越野月･相内町内会館前	三戸駅前	往 26.7 km 復 km	363 日	181.5 回	○		路線定期運行	① 「②(1)」	地域間幹線系統である三八線(虎渡経由)･三八線(下名久井経由)と南部町役場にて接続	－
	岩手県北自動車株式会社	(3) 三戸駅線(福田大橋系統)	バーデハウス	あかね団地･福田	福田大橋	往 8.2 km 復 km	363 日	181.5 回	○		路線定期運行	① 「②(1)」	地域間幹線系統である三八線(虎渡経由)･三八線(下名久井経由)と福地支所前にて接続	－
	岩手県北自動車株式会社	(4) 二又線	二又	古町･正寿寺･赤石	三戸駅前	往 12.2 km 復 12.2 km	363 日	907.5 回	○		路線定期運行	① 「②(1)」	地域間幹線系統である三八線(虎渡経由)･三八線(下名久井経由)と南部病院前にて接続	－
	岩手県北自動車株式会社	(5) 鳥谷･石和･高屋敷線①	医療健康センター	杉沢･鳥谷･石和･医療健康センター･五日市	剣吉駅	往 42.6 km 復 km	241 日	120.5 回	○		路線定期運行	① 「②(1)」	地域間幹線系統である三八線(虎渡経由)･三八線(下名久井経由)と南部町役場にて接続	－
	岩手県北自動車株式会社	(6) 鳥谷･石和･高屋敷線①	医療健康センター	名川小学校･杉沢･鳥谷･石和･水上平･高屋敷･平	南部町役場	往 30.4 km 復 km	241 日	120.5 回	○		路線定期運行	① 「②(1)」	地域間幹線系統である三八線(虎渡経由)･三八線(下名久井経由)と南部町役場にて接続	－
	岩手県北自動車株式会社	(7) 鳥谷･石和･高屋敷線①	医療健康センター	名川中学校･チェリウス･若宮前･石和･鳥谷･南部町役場	医療健康センター	(循環) 37.6 km	241 日	241.0 回	○		路線定期運行	① 「②(1)」	地域間幹線系統である三八線(虎渡経由)･三八線(下名久井経由)と南部町役場にて接続	－

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ数程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系等の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表５　地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	南部町

（単位：人）

	人口
人口集中地区以外	16,809
交通不便地域等	16,809

交通不便地域等の内訳

人　口	対象地区	根拠法
16,809人	全域	過疎法第2条第1項

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び特例適用開始年度

計画名	策定年月日	特例適用開始年度
八戸圏域地域公共交通利便増進実施計画	平成31年 3月20日　認定	
	令和 2年 3月12日　変更認定	
	令和 3年 3月24日　変更認定	
	令和 4年 3月25日　変更認定	令和4年度
	令和 5年 3月28日　変更認定	
	令和 6年 3月26日　認定	

(1)記載要領

１．人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の３月末日現在の住民基本台帳を基に記載すること。

２．「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。

３．「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（以下、「交付要綱」という。）の別表７（ハ②(1)）に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表７（ハ②(2)（実施要領の２．(1)⑪））に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表７リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計（重複する場合を除く）を記載すること。

４．「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表７（ハ②(1)）に掲げる法律（根拠法）に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。

５．「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定（乗用）」と記載すること。

６．「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画を策定し、利便増進特例又は運送継続特例を適用する場合に記載すること。

(2)添付書類

１．「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。（ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可）

南部町管内図

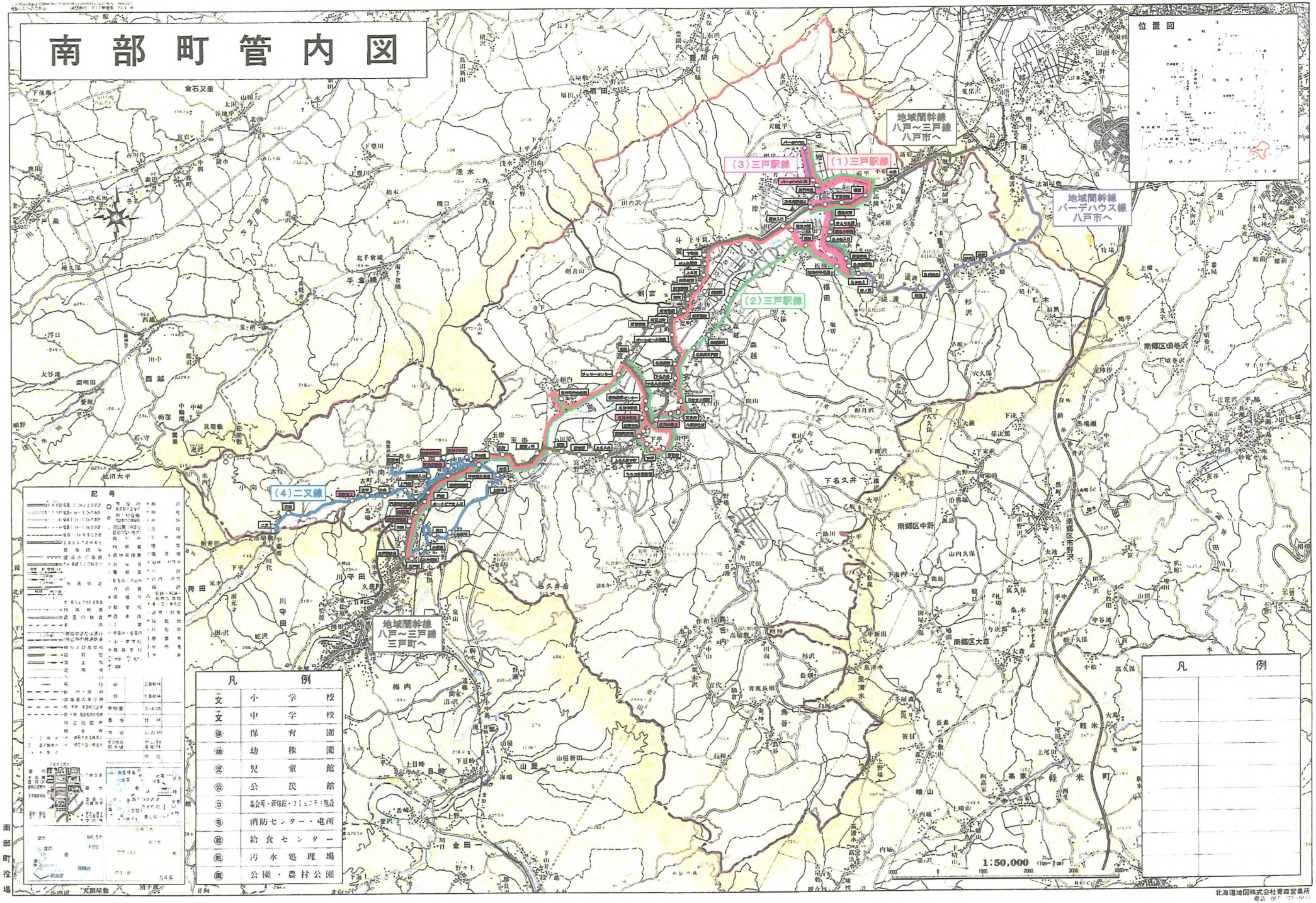

北海道地図株式会社青森営業所

南部町管内図

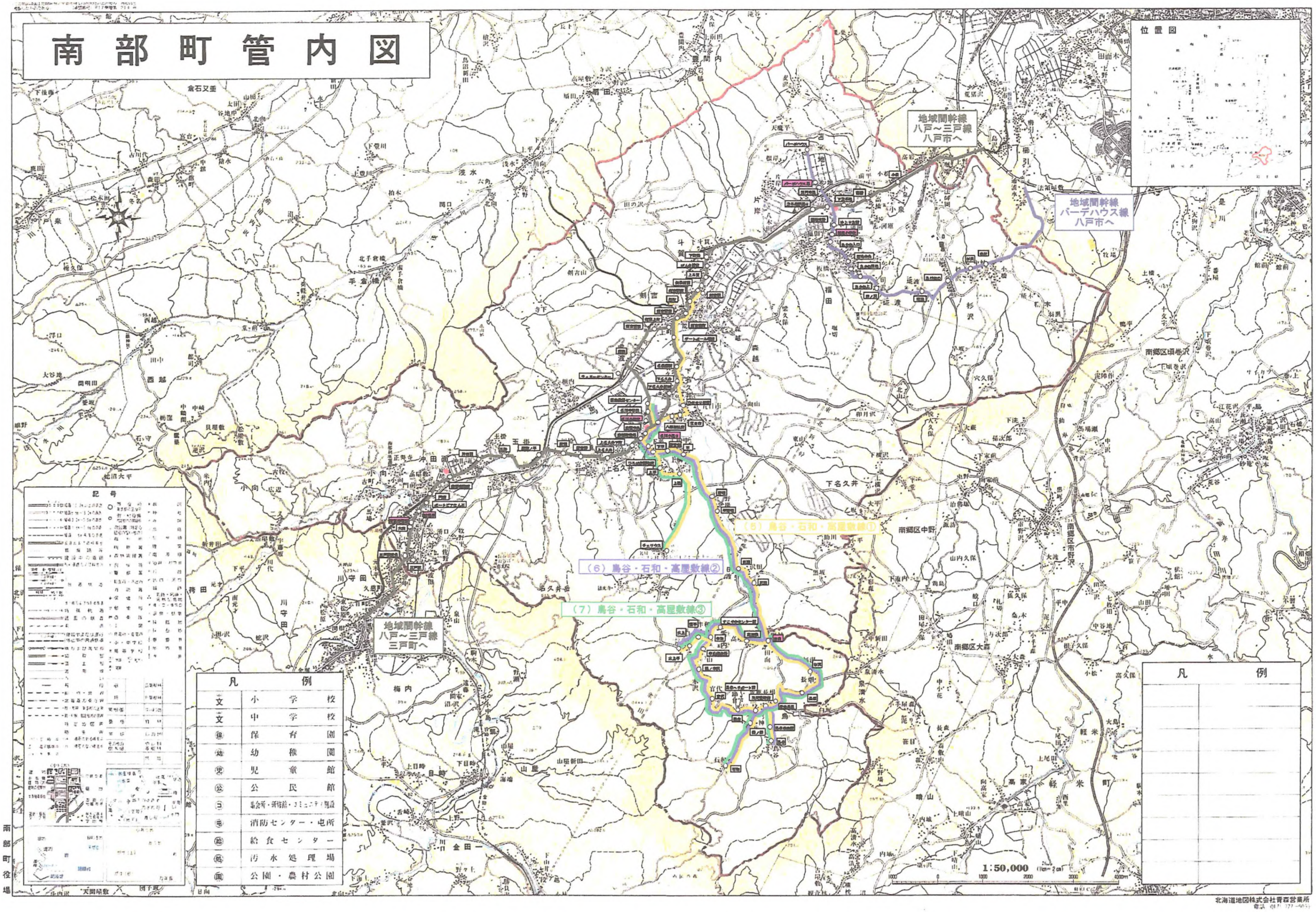

地域間幹線
八戸～三戸線
八戸市へ
地域間幹線
パーデハウス線
八戸市へ
地域間幹線
八戸～三戸線
三戸町へ
（5）鳥谷・石和・高屋敷線①
（6）鳥谷・石和・高屋敷線②
（7）鳥谷・石和・高屋敷線③
位置図
記号
凡例
文 小学校
文 中学校
保 保育園
幼 幼稚園
児 児童館
公 公民館
コ 集会所・研修館・コミュニティ施設
屯 消防センター・屯所
給 給食センター
処 汚水処理場
園 公園・農村公園
凡例
1:50,000
南部町役場
北海道地図株式会社青森営業所

別 紙

令和７年６月２５日

（名称）八戸圏域地域公共交通活性化協議会

１．地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

階上町におけるフィーダー系統は、広域連携軸や地域間連携軸ではカバーしきれない地域内での移動に対応するものであり、適切に役割分担を行い、効率的に移動手段を提供する上で重要な軸であると言える。

東部線については、町中心部と交通拠点の階上駅との連携を担っており、蒼前線については、人口集積が顕著な蒼前地区から町中心部への移動手段としての役割を果たしている。

しかし、自治体や事業者の運営努力だけでは維持が難しいため、地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持することで、住民の生活交通手段を存続させていくことが必要である。

２．地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

（１）事業の目標

「八戸圏域地域公共交通計画」において、「利用環境の改善などによる、利用しやすさやわかりやすさの向上を図るとともに、新たな利用者の獲得」を基本目標の一つとして掲げており、2028 年度目標値として八戸圏域市町村における住民１人あたりの公共交通の利用者数の年間利用回数 31.2 回/人・年（2021 年度現況値 31.2 回/人・年を維持）を定めている。

このため、当該目標を達成するために階上町コミュニティバスの年間利用者数 27,757 人（2021 年度時点）を維持すべく、地域内フィーダー系統の利用者数について、以下のとおり目標を定める。

※八戸圏域地域公共交通計画（P25～P26 参照）

系統名	実績	目標(利用者数)		
	令和６年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度
蒼前線	6,765 人	6,700 人	6,700 人	6,700 人
東部線	9,155 人	9,100 人	9,100 人	9,100 人

（２）事業の効果

当該路線を維持することにより、高齢者等の日常生活に必要不可欠な移動手段が確保され、町内の円滑な移動が確保されるほか、小・中学生の安心・安全な通学が可能となる。

また、幹線（鉄道・路線バス）と支線（コミュニティバス）のネットワークが連携することで、八戸市への効率的な運行体系が実現できる。さらには、外出促進・地域活性化にもつながる。

３．２．の目標を達成するために行う事業及びその実施主体 ※事業について、過去に事業評価を行っている場合には、当該評価（一次評価及び二次評価）の結果を踏まえて記載。
令和６事業年度における事業評価の結果、概ね目標を達成できたが、一部、利用者数について目標値に届かない路線が見られた（東部線）。 １次評価では引き続き利用促進に努め、新たな利用者の拡大を図ることとしているほか、２次評価では、一層の周知による利用促進等を行うことと助言された。 これを踏まえ、令和８事業年度においては、以下の事業を行う。 （１）八戸圏域の取組 ・公共交通間の接続性の改善（八戸圏域、交通事業者） ・バスマップや時刻表の更新を行い、情報発信機能の強化を図る（八戸圏域） （八戸圏域地域公共交通計画　P32、35 参照） （２）階上町の取組 ・広報はしかみ等を活用した利用促進記事の掲載（階上町、交通事業者） ・バスデータのオープンデータ化による経路検索への対応を引き続き実施（階上町） （八戸圏域地域公共交通計画　P51 参照）
４．地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者
表１を添付
５．地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額
町から各運行事業者への委託金額については、委託料から運行収入及び国庫補助金を差し引いた差額分とすることとしている。
６．２．の目標・効果の評価手法及び測定方法
路線毎に実施している利用者数調査による。
７．別表１の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日１日当たりの運行回数が３回以上で足りると認めた系統の概要 **【地域間幹線系統のみ】**
該当なし
８．別表１の補助対象事業の基準ニに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧 **【地域間幹線系統のみ】**
該当なし
９．生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 **【地域間幹線系統のみ】**
該当なし

別紙

10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 **【地域内フィーダー系統のみ】**
表５を添付
11. 車両の取得に係る目的・必要性 **【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】**
該当なし
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 **【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】**
（１）事業の目標
該当なし
（２）事業の効果
該当なし
13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額**【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】**
該当なし
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） **【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】**
該当なし
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 **【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】**
該当なし
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 **【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】**
（１）事業の目標
該当なし
（２）事業の効果
該当なし
17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額**【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】**
該当なし

別紙

18. 協議会の開催状況と主な議論
令和７年６月１２日　階上町地域公共交通会議 　　　　　　　　　　階上町内分に係る計画について合意 令和７年６月２５日　八戸圏域地域公共交通活性化協議会 　　　　　　　　　　計画全体について合意

19. 利用者等の意見の反映状況
本計画について、関係団体を含む階上町地域公共交通会議を開催しており、住民の意見を十分に反映している。さらに、事業者からの定期的に利用状況の報告を受けており、当該会議で報告し、構成員から意見を伺う機会を設けている。

20. 乗用タクシーの運賃低廉化措置を行う地域の概要 **【乗用タクシーの運賃低廉化措置を行う場合のみ】**
（１）過去に乗合旅客の運送を行っていた乗合バス事業等
該当なし
（２）交通手段の検討状況
該当なし

【本計画に関する担当者・連絡先】
（住　所）八戸市内丸一丁目１－１
（所　属）八戸市　政策推進課
（氏　名）八木田　訓寿
（電　話）0178-43-9124
（e-mail）nor_yagita@city.hachinohe.aomori.jp

【本計画に関する担当者・連絡先】
（住　所）三戸郡階上町大字道仏字天当平 1-87
（所　属）総合政策課
（氏　名）田村　有弥
（電　話）0178-88-2113
（e-mail）yuya_ta@town.hashikami.lg.jp

注意：　本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。
実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。
各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。(ただし、上記２．・３．については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります)。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

表1　地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者（地域内フィーダー系統）

R8年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等（申請番号）		運行系統			系統キロ程	計画運行日数	計画運行回数	利便増進特例措置	運送継続特例措置	地域内フィーダー系統の基準適合（別表7・別表9・別表10）			
				起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該当する要件（別表7・9）	補助対象地域間幹線系統等と接続の確保	基準ホで該当する要件（別表7のみ）
階上町	岩手県北自動車株式会社	(1)	蒼前線	ハートフルプラザはしかみ	田端・東平・石鉢ふれあい交流館	みうらクリニック	往 10.3km 復 10.3Km	292日	824回	○		路線定期	①	地域間幹線系統である階上循環線・階上庁舎線・階上中学校線と西蒼前・階上庁舎前バス停などで接続	
	株式会社北日本中央観光バス	(2)	東部線（系統①）	ハートフルプラザはしかみ	階上駅前	ハートフルプラザはしかみ	往32.6km 循環	292日	292回	○		路線定期	①	地域間幹線系統である階上循環線・階上庁舎線・階上中学校線と階上庁舎前バス停にて接続	
	〃	(3)	東部線（系統②）	ハートフルプラザはしかみ	階上駅前	ハートフルプラザはしかみ	往16.4km 循環	240日	240回	○		路線定期	①	地域間幹線系統である階上循環線・階上庁舎線・階上中学校線と階上庁舎前バス停にて接続	
	〃	(4)	東部線（系統③）	ハートフルプラザはしかみ	階上駅前	ハートフルプラザはしかみ	往 33.4km 循環	292日	292回	○		路線定期	①	地域間幹線系統である階上循環線・階上庁舎線・階上中学校線と階上庁舎前バス停にて接続	
	〃	(5)	東部線（系統④）	ハートフルプラザはしかみ	階上駅前	ハートフルプラザはしかみ	往 34.3km 循環	292日	292回	○		路線定期	①	地域間幹線系統である階上循環線・階上庁舎線・階上中学校線と階上庁舎前バス停にて接続	
	〃	(6)	東部線（系統⑤）	ハートフルプラザはしかみ	階上駅前	ハートフルプラザはしかみ	往 45.6km 循環	292日	292回	○		路線定期	①	地域間幹線系統である階上循環線・階上庁舎線・階上中学校線と階上庁舎前バス停にて接続	
	〃	(7)	東部線（系統⑥）	ハートフルプラザはしかみ	階上駅前	ハートフルプラザはしかみ	往 27.6km 循環	240日	240回	○		路線定期	①	地域間幹線系統である階上循環線・階上庁舎線・階上中学校線と階上庁舎前バス停にて接続	

（注）

1．乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。

2．区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。

3．「系統キロ程」については、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。

4．「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用（別表9又は別表10）を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載

5．「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。

6．「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。

7．乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。

8．本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表5　地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	階上町

（単位：人）

	人　口
人口集中地区以外	13,496
交通不便地域等	

交通不便地域等の内訳

人　口	対象地区	根拠法

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び特例適用開始年度

計画名	策定年月日	特例適用開始年度
八戸圏域地域公共交通利便増進実施計画	令和6年3月28日　認定	令和8年度

（1）記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（以下、「交付要綱」という。）の別表7（ハ②（1））に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7（ハ②（2）（実施要領の2.（1）⑪））に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計（重複する場合を除く）を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7（ハ②（1））に掲げる法律（根拠法）に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定（乗用）」と記載すること。
6. 「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画を策定し、特例を適用する場合に記載すること。

（2）添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。（ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可）

表５添付資料

階上町コミュニティバス路線図

別　紙

令和７年６月　　日

（名称）八戸圏域地域公共交通活性化協議会

１．地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

おいらせ町におけるフィーダー系統は、広域連携軸（鉄道・青い森鉄道線）や地域間連携軸（路線バス・八戸線）ではカバーしきれない地域内での移動に対応するものであり、適切に役割分担を行い、効率的に移動手段を提供する上で重要な軸であると言えます。

市街地循環線（町民バス）については、地域内に立地する大型商業施設、役場等の公共施設及び病院や駅などの生活に必要な主要施設を循環する路線で域内基幹路線のような役割を果たしています。また、北線（町民バス）については、主に北部エリアの住民が通学及び通勤のために利用する路線で生活密着路線のような役割を果たしています。また、おいらバス（区域運行）については、ドアツードア形式のAIデマンド型による運行形態で上記の定時定路線ではカバーできない交通エリアの住民の移動を確保する交通で交通利便向上に資する補完的な存在として役割を果たしています。

しかし、自治体や事業者の運営努力だけでは維持が難しいため、地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持することで、住民の生活交通手段を存続させていくことが必要であります。

２．地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

（１）事業の目標

・「八戸圏域地域公共交通計画」において、2028 年度目標値として八戸圏域市町村における住民１人あたりの公共交通の利用者数の年間利用回数 31.2 回/人・年（2021 年度現況値 31.2 回/人・年を維持）と定めているます。

八戸圏域地域公共交通計画（P25、26 参照）

・そのため、おいらせ町のフィーダー系統に対する目標として、令和８年度から令和 10 年度までの３ヶ年における各系統の利用者数を掲げます。

系統名	実績	目標(利用者数)		
	令和６年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度
北線(往路)	3,849 人	3,800 人	3,800 人	3,800 人
北線(復路)	1,411 人	1,400 人	1,400 人	1,400 人
市街地循環線	17,756 人	17,000 人	17,000 人	17,000 人
おいらバス	27,589 人	27,000 人	27,000 人	27,000 人

別紙

（２）事業の効果

町民バス（北線・市街地循環線）を維持することにより、路線バスの運行が無い北部エリアの高校生の通学手段や高齢者等の通院手段が確保されるとともに、町民及び来訪者における鉄道駅や公共施設・商業施設等への移動の利便性が確保されます。

また、おいらバスを運行継続することにより、これまで定時定路線の運行ではカバーしきれなかったエリアの住民の移動手段が確保され、町民における日常生活の利便性向上が図られます。

さらには、幹線・支線のネットワークが構築されることにより、町内外の広域的な移動の利便性が確保され、隣接する都市（八戸市・三沢市など）への町民の移動手段が確保されます。

３．２．の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

令和 6 事業年度における事業評価の結果は、事業が計画に位置付けられたとおり、適切に実施された。引き続き効果的な周知啓発に努め、地域ニーズの把握とともに利用促進活動を行うことと助言をいただいた。

1. 八戸圏域の取組
- 公共交通間の接続性の改善（八戸圏域、交通事業者）
- バスマップや時刻表の更新を行い、情報発信機能の強化を図ります。（八戸圏域）
（八戸圏域地域公共交通計画　P32、35　参照）

2. おいらせ町の取組
- フィーダー系統の運行状況の分析等を踏まえた維持改善に努めます。
- 公共交通ガイドブックの更新などによる運行情報等の周知に努めます。

４．地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者

表１を添付

５．地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

おいらせ町から運行事業者への委託料額については、運行収入を運行経費から差し引いた差額分を負担することと契約書において定めています。

６．２．の目標・効果の評価手法及び測定方法

町民バス（北線・市街地循環線）及びおいらバスの月次の利用者数を集計し、目標の達成状況を測定します。

７．別表１の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日１日当たりの運行回数が３回以上で足りると認めた系統の概要
【地域間幹線系統のみ】

※該当なし

８．別表１の補助対象事業の基準ニに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧
【地域間幹線系統のみ】

該当なし

別紙

９．生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 **【地域間幹線系統のみ】**
該当なし
10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 **【地域内フィーダー系統のみ】**
表５を添付
11. 車両の取得に係る目的・必要性 **【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】**
※該当なし
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 **【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】**
（１）事業の目標
※該当なし
（２）事業の効果
※該当なし
13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額**【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】**
※該当なし
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） **【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】**
※該当なし
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 **【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】**
※該当なし
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 **【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】**
（１）事業の目標
※該当なし
（２）　事業の効果
※該当なし

別　紙

17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額**【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】**
※該当なし
18. 協議会の開催状況と主な議論
令和７年６月　八戸市地域公共交通会議 おいらせ町内分に係る計画について合意 令和７年６月　おいらせ町地域公共交通会議にて合意見込
19. 利用者等の意見の反映状況
おいらせ町地域公共交通会議において利用者代表を含めた者へ委員委嘱、意見聴取内容を反映
20. 乗用タクシーの運賃低廉化措置を行う地域の概要 **【乗用タクシーの運賃低廉化措置を行う場合のみ】**
（１）過去に乗合旅客の運送を行っていた乗合バス事業等
※該当なし
（２）交通手段の検討状況
※該当なし

【本計画に関する担当者・連絡先】
（住　所）八戸市内丸一丁目１－１
（所　属）八戸市　政策推進課
（氏　名）八木田　訓寿
（電　話）0178-43-9124
（e-mail）nor_yagita@city.hachinohe.aomori.jp

【本計画に関する担当者・連絡先】
（住　所）おいらせ町中下田 135-2
（所　属）政策推進課
（氏　名）二川目　勝
（電　話）0178-56-4273
（e-mail）masaru.futakawame@town.oirase.lg.jp

注意：　本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添○○計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。(ただし、上記２.・３. については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります)。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

R8年度

表1　地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者（地域内フィーダー系統）

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等（申請番号）		運行系統			系統キロ程	計画運行日数	計画運行回数	利便増進特例措置	運送継続特例措置	地域内フィーダー系統の基準適合（別表7・別表9・別表10）			
				起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該当する要件（別表7・9）	補助対象地域間幹線系統等と接続の確保	基準ホで該当する要件（別表7のみ）
おいらせ町	岩手県北自動車株式会社	(1)	北線	向山駅西口	イオンモール下田	おいらせ病院前	（往路）27.0km	365日	182.5回			路線定期運行	①	地域間幹線系統である十和田観光電鉄の八戸線と、百石中央バス停にて接続	③
	岩手県北自動車株式会社	(2)	北線	石田温泉病院前	イオンモール下田	向山駅西口	（復路）28.2km	238日	119.0回			路線定期運行	①	地域間幹線系統である十和田観光電鉄の八戸線と、百石中央バス停にて接続	③
	岩手県北自動車株式会社	(3)	市街地循環線	イオンモール下田	下田駅前・百石中央	イオンモール下田	（循環）18.7km	365日	1,460.0回	○		路線定期運行	①	地域間幹線系統である十和田観光電鉄の八戸線と、百石中央バス停にて接続	
	岩手県北自動車株式会社	(4)	市街地循環線	イオンモール下田	下田駅前	イオンモール下田	（循環）7.7km	365日	1,095.0回	○		路線定期運行	①	地域間幹線系統である十和田観光電鉄の八戸線と、下田駅前バス停にて接続	
	三八五交通株式会社 冨岡　良彦 有限会社円徳タクシー	(5)	おいらバス		おいらせ町全域		往　km 復　km	365日	24,947回			区域運行	①	地域間幹線系統である十和田観光電鉄の八戸線と、百石中央バス停にて接続	③

（注）

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用（別表9又は別表10）を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載す
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表5　地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	おいらせ町

北線　　　（単位：人）

	人　口
人口集中地区以外	24,273
交通不便地域等	

交通不便地域等の内訳

人　口	対象地区	根拠法

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び特例適用開始年度

計画名	策定年月日	特例適用開始年度
八戸圏域地域公共交通計画	令和5年3月28日 令和6年3月26日　変更認定	令和4年度（2022年度）
八戸圏域地域公共交通利便増進実施計画	平成31年3月20日 令和2年3月12日　変更認定 令和3年3月24日　変更認定 令和4年3月25日　変更認定 令和5年3月28日　変更認定 令和6年3月28日　変更認定	令和4年度（2022年度）

（1）記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（以下、「交付要綱」という。）の別表7（ハ②（1））に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7（ハ②（2）（実施要領の2.（1）⑪））に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計（重複する場合を除く）を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7（ハ②（1））に掲げる法律（根拠法）に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定（乗用）」と記載すること。
6. 「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画を策定し、特例を適用する場合に記載すること。

（2）添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。（ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可）

■補助系統番号：(1) 及び (2) 町民バス／北線
（朝便：毎日運行／夕便：土日祝日・お盆 (8/13～8/16)・年末年始 (12/29～1/3) を除き運行）

※時刻表

町民バス

～北線時刻表～

朝便は、終点あたりの運行ルートを一部変更しました

停留所名	朝便
01 向山駅西口	7:06
02 豊原	7:10
03 木ノ下西	7:11
04 豊原北	7:12
05 青葉南	7:14
06 青葉北	7:15
07 若葉南	7:17
08 若葉西	7:18
09 三沢駅東口	7:20
10 住吉一丁目	7:22
11 DCMサンワ前	7:23
12 マエダモール前	7:23
13 緑ヶ丘二丁目	7:24
14 緑ヶ丘東	7:25
15 鶉久保霊園	7:26
16 鶉久保	7:27
17 木ノ下北	7:29
18 旭ヶ丘団地入口	7:30
19 北公民館	7:32
06 青葉北	7:33
20 トライアル前	7:35
21 旭ヶ丘団地中央	7:36
22 氣比神社前	7:37
23 下田第5分団屯所前	7:38
24 前蒼前	7:39
25 木ノ下農村公園前	7:40
26 木ノ下東	7:41
27 豊栄	7:46
28 下田公園	7:51
29 間木堤	7:52
30 イオンモール下田	7:56
31 石田温泉病院前	7:59
32 百石高校前	8:00
33 本町五丁目	8:01
34 百石中央	8:02
35 おいらせ病院前	8:03

夕便は、朝便と逆ルートで運行します ※休日等運休

停留所名	夕便
31 石田温泉病院前	18:30
32 百石高校前	18:31
33 本町五丁目	18:32
34 百石中央	18:33
35 おいらせ病院前	18:34
30 イオンモール下田	18:40
29 間木堤	18:44
28 下田公園	18:45
27 豊栄	18:50
26 木ノ下東	18:55
25 木ノ下農村公園前	18:56
24 前蒼前	18:57
23 下田第5分団屯所前	18:58
22 氣比神社前	18:59
21 旭ヶ丘団地中央	19:00
20 トライアル前	19:01
06 青葉北	19:03
19 北公民館	19:04
18 旭ヶ丘団地入口	19:06
17 木ノ下北	19:07
16 鶉久保	19:09
15 鶉久保霊園	19:10
14 緑ヶ丘東	19:11
13 緑ヶ丘二丁目	19:12
12 マエダモール前	19:13
11 DCMサンワ前	19:13
10 住吉一丁目	19:14
09 三沢駅東口	19:16
08 若葉西	19:18
07 若葉南	19:19
06 青葉北	19:21
05 青葉南	19:22
04 豊原北	19:24
03 木ノ下西	19:25
02 豊原	19:26
01 向山駅西口	19:30

※路線図

町民バス

～北線 MAP～

■補助系統番号：(3) 及び (4) 町民バス／市街地循環線（毎日運行）

※時刻表

町民バス

～市街地循環線 時刻表～

停留所名	1便	2便	3便	4便	5便	6便	7便
01 イオンモール下田	9:20	10:25	11:30	13:05	14:20	16:10	17:10
02 木内々小学校北口	9:22	10:27	11:32	13:07	14:22	16:12	17:12
03 間木	9:23	10:28	11:33	13:08	14:23	16:13	17:13
04 老人福祉センター前	9:24	10:29	11:34	13:09	14:24	16:14	17:14
05 下田駅前(着)	9:28	10:33	11:38	13:13	14:28	16:18	17:18

青い森鉄道		1便	2便	3便	4便	5便	6便	7便
青い森鉄道発車便	青森行	9:42	11:14	12:20	13:36	14:55	16:35	17:33
	八戸行	9:39	10:45	11:48	13:21	14:40	16:46	17:33
青い森鉄道到着便	青森より	9:15	9:54	10:45	13:21	14:40	15:58	16:46
	八戸より	9:08	10:19	11:14	12:20	14:55	15:23	16:35

停留所名	1便	2便	3便	4便	5便	6便	7便
05 下田駅前(発)	9:29	10:34	11:39	13:27	14:59	16:19	17:19
06 下田診療所	9:30	10:35	11:40	13:28	15:00	16:20	17:20
07 役場本庁舎前	9:32	10:37	11:42	13:30	15:02	16:22	17:22
08 芦野団地前	9:34	10:39	11:44	13:32	15:04	16:24	17:24
02 木内々小学校北口	9:38	10:43	11:48	13:36	15:08	16:28	17:28
01 イオンモール下田	9:42	10:47	11:52	13:40	15:12	16:32	17:32
09 おいらせSC	9:47	10:52		13:45	15:17		
10 のびのび館	9:50	10:55		13:48	15:20		
11 石田温泉病院前	9:52	10:57		13:50	15:22		
12 百石高校前	9:53	10:58		13:51	15:23		
13 本町五丁目	9:54	10:59		13:52	15:24		
14 百石中央	9:55	11:00		13:53	15:25		
15 おいらせ病院	9:56	11:01		13:54	15:26		
14 百石中央	9:57	11:02		13:55	15:27		
16 役場分庁舎前	9:59	11:04		13:57	15:29		
17 秋堂	10:02	11:07		14:00	15:32		
18 木崎	10:03	11:08		14:01	15:33		
19 染屋	10:04	11:09		14:02	15:34		
07 役場本庁舎前	10:08	11:13		14:06	15:38		
08 芦野団地前	10:09	11:14		14:07	15:39		
02 木内々小学校北口	10:13	11:18		14:11	15:43		
01 イオンモール下田	10:17	11:22		14:15	15:47		

※路線図

町民バス

～市街地循環線 MAP～

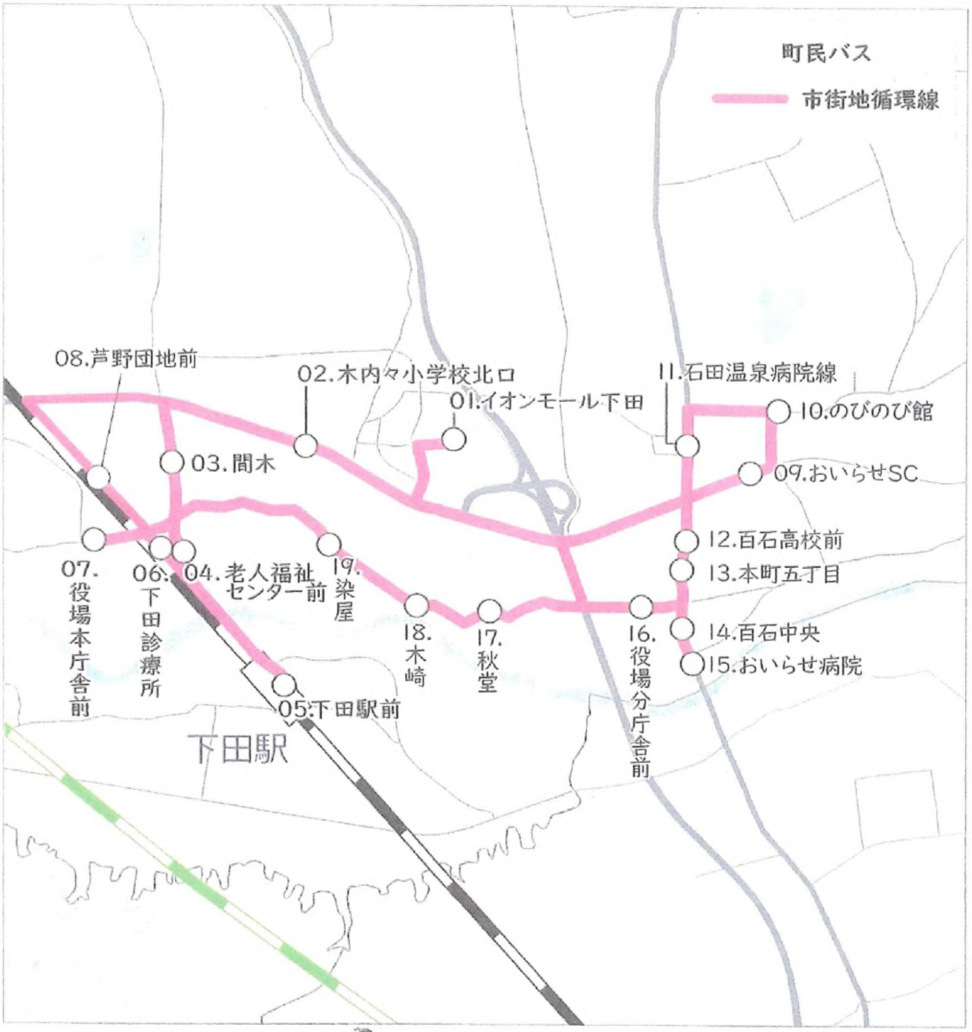

■補助系統番号：(5) おいらバス

運行時間：午前８時から午後６時（毎日運行）

※予約受付時間：午前８時から午後 10 時（利用当日と翌日まで予約可）

※運行範囲図

※おいらバス運行区域／おいらせ町内全域

■系統図、接続要件を満たしていることがわかる書類

※緑実線＝町民バス／北線　※ピンク実線＝町民バス／市街地循環線
※おいらバス＝町内全域運行
※紫実線＝接続ライン

■接続するバス停（町民バス）

路線名	バス停名（バス停間の距離）
北線	イオンモール下田前（徒歩２分）、百石中央（徒歩０分）
市街地循環線	イオンモール下田前（徒歩２分）、百石中央（徒歩０分） 下田駅前（徒歩０分）

■北線

		ダイヤ（往路）	接続時間	ダイヤ（往路）	接続時間
北線	イオン着	7:56		18:40	
八戸線	イオン発（八戸方面）	9:15	1:19	19:55	1:15
八戸線	イオン発（十和田方面）	10:03	2:07	20:02	1:22

		ダイヤ（往路）	接続時間	ダイヤ（往路）	接続時間
北線	百石中央着	8:02		18:33	
八戸線	百石中央発（八戸方面）	9:19	1:17	19:59	1:26
八戸線	百石中央発（十和田方面）	9:59	1:57	19:58	1:25

■市街地循環線

		ダイヤ	接続時間	ダイヤ	接続時間	ダイヤ	接続時間	ダイヤ	接続時間
市街地循環線	イオン着	9:20		10:25		11:30		13:05	
八戸線	イオン発（八戸方面）	10:55	1:35	-	-	12:15	0:45	14:15	1:10
八戸線	イオン発（十和田方面）	11:03	1:43	12:03	1:38	13:03	1:33	14:33	1:28

		ダイヤ	接続時間	ダイヤ	接続時間	ダイヤ	接続時間
市街地循環線	イオン着	14:02		16:10		17:10	
八戸線	イオン発（八戸方面）	-	-	16:55	0:45	18:05	0:55
八戸線	イオン発（十和田方面）	16:03	2:01	-	-	18:03	0:53

		ダイヤ	接続時間	ダイヤ	接続時間	ダイヤ	接続時間	ダイヤ	接続時間
市街地循環線	百石中央着	9:57		11:00		13:53		15:23	
八戸線	百石中央発（八戸方面）	10:59	1:02	12:19	1:19	14:19	0:26	16:59	1:36
八戸線	百石中央発（十和田方面）	10:59	1:02	11:59	0:59	14:29	0:36	15:59	0:36

		ダイヤ	接続時間	ダイヤ	接続時間	ダイヤ	接続時間
市街地循環線	下田駅着	11:39		14:59		17:19	
	下田駅発（八戸方面）	12:08	0:29	16:48	1:49	-	-
	下田駅発（十和田方面）	14:40	3:01	-	-	20:09	2:50

八戸圏域地域公共交通活性化協議会設置要綱

（設置）

第１条　八戸圏域地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第６条第１項の規定に基づき、八戸圏域地域公共交通計画（以下「圏域公共交通計画」という。）及び第27条の16第１項の規定に基づく地域公共交通利便増進実施計画（以下「圏域利便増進実施計画」という。）の作成及び実施に関し必要な協議を行うため設置する。

（協議事項）

第２条　協議会は、次に掲げる事項を協議するものとする。

（１）圏域公共交通計画の作成及び変更の協議に関する事項

（２）圏域利便増進実施計画の作成及び変更の意見聴取に関する事項

（３）圏域公共交通計画及び圏域利便増進実施計画の実施に係る連絡調整に関する事項

（４）圏域公共交通計画及び圏域利便増進実施計画に位置づけられた事業の実施に関する事項

（５）前４号に掲げるもののほか、協議会の運営方法その他協議会が必要と認める事項

（協議会の構成員）

第３条　協議会の構成員は、次に掲げる者を以って構成する。

（１）八戸圏域８市町村長が指名する職員

（２）国及び青森県における関係行政機関の職員

（３）一般乗合旅客自動車運送事業者及びその組織する団体の代表者が指名する者

（４）八戸圏域内の旅客の運送を行う鉄道事業者の代表者が指名する者

（５）学識経験者

（６）住民又は利用者の代表者

（７）その他協議会が必要と認める者

（８）協議会は、必要に応じて前項以外の者を出席させることができる。

（会長及び監事）

第４条　協議会に会長及び監事を置く。

（１）会長　１名

（２）監事　２名

２　会長は委員の互選により定める。

３　監事は会長の指名により定める。

４　会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

５　監事は、出納監査を行い、監査の結果を協議会に報告する。

（協議会の運営）

第５条　協議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

２　会長に事故がある場合には、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。

３　協議会の議決は出席者（代理人を含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

４　協議会は、書面にて協議することができる。

５　協議会は、原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。

６　協議会は、必要があると認めるときは、構成員以外の者に対して、資料を提出させ、又は協議会への出席を依頼し、助言等を求めることができる。

（協議結果の取扱い）

第６条　協議会において協議が調った事項について、関係者は、その結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

（ワーキング会議）
第７条　協議会は、必要があるときは、協議会の議事について調整又は意見交換等を行うため、構成員の任意出席によるワーキング会議を開催することができる。

（分科会）
第８条　第２条各号に掲げる事項について専門的な調査、検討を行うため、必要に応じ協議会に分科会を置くことができる。
２　分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

（事務局）
第９条　協議会の庶務を処理するため、協議会に事務局を置く。
２　事務局は、八戸市総合政策部政策推進課に置く。
３　事務局に事務局長、事務局次長及び事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。
４　事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

（財務に関する事項）
第10条　協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。
２　前項の規定に関わらず、圏域公共交通計画及び圏域利便増進実施計画の所期の目的を達成し、事業を継続する必要がなくなった場合には、会長が協議会に諮り、財産を処分するために必要な事項を定めるものとする。

（その他）
第11条　この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附　則
この要綱は、平成30年11月16日から施行する。

附　則
この要綱は、令和５年12月21日から施行する。

附　則
この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

附　則
この要綱は、令和６年４月１日から施行する。